

令和6年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	大平弘明君	事業理事	今道晋次君	総務課長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 西九州自動車道建設促進期成会 提案活動
- (2) 長崎県町村議会議長会 第75回定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 西九州自動車道建設促進大会
- (2) 東彼杵道路建設促進大会

日程第4 行政報告

- (1) 西九州自動車道建設促進大会について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 第1期佐々町保健福祉総合計画について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 佐々駅舎交流センターの対応について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
 - ① 新庁舎建設に関する調査について

日程第7 一般質問

- 1 4番 永田 勝美（一問一答）
- 2 5番 長谷川 忠（一問一答）
- 3 8番 橋本 義雄（一問一答）
- 4 2番 川副 剛（一問一答）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただいまから、令和6年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年3月佐々町議会第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

1月1日の石川県での最大震度7を観測しました能登半島地震に伴い、津波、それから大規模な火災や土砂災害により、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられました方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興・復旧を心から願っている次第でございます。

3月3日、ことしも「ジョギングフェスティバル in さざ」を開催いたしましたところ、町内外、更に県内外から総勢1,300名の参加をしていただきました。本大会の参加者の最高齢は、81歳の方がエントリーされておりまして、小さなお子様から幅広い世代の多くの選手の方に御参加をいただき、町内が活気に満ちあふれておりました。

また、佐々町河津桜・シロウオまつりも開催し、春の到来を告げる風物詩でありますシロウオ漁や、それから早春を彩る河津桜、菜の花も出てございましたが、河津桜については、満開の時期を過ぎたところもあったようでございます。大変、天候に恵まれまして、たくさんの御来場をいただきまして、佐々町の春を楽しんでいただけたところでございます。

寒暖の差が大変大きく、体調管理には十分御留意をいただきながら、健康保持に努められまして、あわせてインフルエンザも多く発生をしております、感染者が確認されているところから、皆様方に引き続き、基本的な感染対策への御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、今回提案をいたします議案が31議案をお願いしております。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案につきまして御認定をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、3月5日本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月5日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1 番目に、議長出席会議報告 2 件。2 番目に、議員派遣結果 2 件の報告を私から行います。次に、行政報告です。1 件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1 件の報告を永田議員からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1 番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2 番目に産業建設文教委員会、所管事務調査、3 番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙、質問通告一覧表のとおり、5 名の方のうち 1 番目から 4 番目の 4 名の方の質問です。

1 日目は、一般質問終了後、散会となります。

3 月 6 日、本会議の 2 日目です。

5 日に引き続き、一般質問です。別紙、質問通告一覧表のとおり、5 番目の 1 名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第 6 号から議案第 22 号までの 17 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

2 日目は、審議終了後、散会となります。

3 月 7 日、本会議 3 日目です。

6 日に引き続き、議案審議です。議案第 23 号から議案第 36 号までの 14 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。議案第 30 号から議案第 36 号までの議案については、令和 6 年度予算関連となりますので一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明後、議案第 30 号から議案第 36 号までの各会計のかがみの朗読、各担当課長によって行っていただき、その後、延会となります。

次に、後半 3 月 15 日、本会議の 4 日目です。

令和 6 年度当初予算議案審議で、議案第 30 号から議案第 36 号までの 7 議案を予定しております。次に、請願第 2 号の 1 件です。その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しています。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上のような手順を進めたいと思っております。

本会議は 3 月 5 日、6 日、7 日、15 日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3 月 5 日本日から 3 月 15 日の 11 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は、3 月 5 日本日から 3 月 15 日の 11 日間に決定いたしました。日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第 3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の 2 件を私のほうから行います。

諸般の報告資料 1 です。議長出席会議報告、1 番目は資料 1 ページから 6 ページです。

西九州自動車道建設促進期成会提案活動です。令和 6 年 2 月 5 日に、国土交通省長崎河川国道事務所にて、長崎県の西九州自動車道建設促進期成会会員による提案活動を行っております。提案内容については、資料の 2 ページから 6 ページのとおりです。

2番目の会議報告は、資料7ページから16ページです。

長崎県町村議会議長会第75回定期総会が、令和6年2月14日に、ホテルセントヒル長崎で開催されました。会議の冒頭、町村議会議長会表彰が行われ、資料8ページの掲載の方が表彰されております。また、小値賀町の議会広報が、町村議会広報全国コンクールにおいて奨励賞の表彰を受けております。

続いて、議事として資料の8ページです。

報告第1号として、時津町の議長の異動報告がっております。

次に、資料の9ページから10ページです。

報告第2号 会務報告が提出され承認されております。

次に、資料の10ページから14ページです。

議案第1号 令和6年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

次に、資料の14ページから15ページです。

議案第2号 令和6年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

次に、資料の16ページです。

3項目の決議案が提出され、採択されております。

次に、議員派遣結果報告を行います。諸般の報告資料の2です。

1件目は、西九州自動車道建設促進大会です。令和6年1月14日に、松浦市文化会館ゆめホールにおいて開催され、議員8名が出席をしております。大会では、国土交通省九州地方整備局、西日本高速道路株式会社から工事の進捗状況報告、松浦市にある企業の方から地元意見発表がありました。また、4項目の決議が採択され、大会の最後に、参加者全員で「ガンバロー三唱」が行われました。

続いて、2件目は、東彼杵道路建設促進大会です。令和6年1月27日に、川棚町公会堂において開催され、議員全員が出席をしております。大会では、国土交通省九州地方整備局から工事の経過報告、川棚町にある企業の方から地元意見発表がありました。また、5項目の決議が採択され、大会の最後に参加者全員で「ガンバロー三唱」が行われました。

今、報告いたしました議長出席会議報告2件、並びに議員派遣結果2件の関係資料は、議員控室に置いておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

1件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

先ほど、議長のほうからお話がありましたように、西九州自動車道の建設促進大会について報告をさせていただきます。

令和6年1月14日、松浦市文化会館におきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。本大会は、県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催になりまして、長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、自動車道の早期完

成とともに、全線開通を期待する地元の熱い思いを集結し、発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から、今回で6回目となるものでございます。

今年の大会は、コロナ禍前の規模に戻しての開催となりました。今大会では、本県出身の国会議員であります金子衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員、森戸国土交通省九州地方整備局長、加治西日本高速道路株式会社執行役員九州支社長など、多くの来賓をお迎えいたしました。また、本町から議長、副議長及び町議会の議員の皆様をはじめ、約80名の方々に参加をいただきまして、全体で500人規模となる大会となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から、松浦佐々道路の松浦インターから平戸インターチェンジ間の2025年度、令和7年度中に開通の発表や、それから、西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所長から、佐々インターチェンジから大塔インターチェンジ間の4車線化事業については、事業区間全線にわたりまして工事が進んでおり、天神山、弓張両トンネルは貫通しており、現在、トンネル内の作業を実施中であると、この春から、一部区間の4車線完成に向けて、舗装や照明に着手するという、事業の進捗状況などについて詳細な説明をいただくとともに、松浦市内で自営業を営む方から、地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

大会決議では、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化の整備促進、予算の継続的な確保など強く要望することが決議され、参加者全員による早期完成に向けた「ガンバロー三唱」が行われ、盛会にて閉会することができました。

大会資料につきましては、議員控室に置いておりますので御参照いただければと思っております。

当日、御参加をいただきました淡田議長様をはじめ、議員の皆様方には大変御足労をおかけいたしまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上、西九州自動車道建設促進大会についての御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、永田勝美議員から報告をお願いいたします。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

令和6年2月14日に行われました、令和6年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をいたします。

今回の開催は、長崎市のホテルセントヒル長崎の3階で行われました。

ルーチンの後、全体については、議題としましては、第1号 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、これがいずれも全会一致で採択をされました。

続いて、第3号として令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、これも原案可決ということになりました。

第4号は、後期高齢者医療広域連合の5年度の特別会計補正予算について、これも原案可決でございます。

さらに、議案第5号 令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、これについては賛成多数で原案可決ということになりました。

議案第6号 令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算、これについても賛成多数で原案可決ということになりました。

7号として、財産の取得についてが1件、更に同意案件で、議会運営委員の選任を行いました。

続いて、一般質問についてですけれども、一般会計は今回2件がありました。1件は、壱岐市の山口欽秀議員から、国民置き去りのマイナ保険証化について、2点目は、重い負担となっている保険料についてという内容の一般質問がありました。

続きまして、私、永田勝美のほうから、後期高齢者受託事業に関わる消費税について、更に後期高齢者受託事業に係る会計検査員の見解について、後期高齢者受託事業に係る改善策についてということで、先般来、佐々町において生じた消費税に係る事務のミス等々について関わった点について、一般質問を行ったというところでございます。

概要は以上のおりですけれども、詳細については資料を準備してありますので御覧いただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

それでは、総務厚生委員会について、総務厚生委員会報告を行います。

総務厚生委員会の委員長をしております永田勝美でございます。

今回、開催日については、令和6年2月9日、2月21日、出席者はいずれも全員出席です。

なお、1月15日分については、先般の臨時会で報告した分のほか、2月委員会の報告と重複いたしますので省略いたします。

最初に、2月9日分について。所管事務調査は、条例等について5件、第1期佐々町保健福

祉総合計画について2件、その他報告5件を受けております。

案件ごとに順次報告いたします。

所管事務調査については、1件目、佐々町消防団条例の一部改正について、今回の議案第7号案件です。今回の内容としましては、機能別団員、いわゆる補助団員の定義及び資格事項の追加を行うもの、町外居住者、入団後転出団員に係る分限事項除外規定を追加するもの、3、一時的な転出団員に係る休団制度の創設を行うこと、4、出勤時間による報酬区分の追加を行う。以上のような内容でございます。委員会としては内容を確認し、次の定例会で提案が予定されていることから、十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に係る条例の一部改正について、今回の議案第6号です。内容については、報酬審議会への諮問答申を受けて、答申どおりの改定を実施する旨の説明です。委員会としては内容を確認し、十分な検討をお願いし、終了しております。

3件目、佐々町国民健康保険条例の一部改正について、内容については、調査を経て、再度内容を精査することが報告されており、省略いたします。

4件目、佐々町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、今回の議案第11号です。内容については、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令に沿った内容であり、デジタル原則に照らした規定の見直しを内容としています。委員会としましては、内容について確認し、十分な検討をお願いし、終了しております。

5件目、佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の廃止について、今回の議案第10号です。内容については、国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者を対象とした高額療養費、高額介護サービス費を貸し付ける制度として運用されてきたが、制度の改善により、現物給付化されるなどの変化があり、貸付申請については、一般会計において対応することから廃止を行う。委員会としては内容を確認し、十分な検討をお願いし、終了しております。

次に、第1期佐々町保健福祉総合計画についてです。

その1として、保健福祉総合計画については、前回に引き続き、パブリックコメントの結果と対応について説明を受けました。委員会としては、現段階の状況について内容を確認し、継続調査といたしました。

2件目、第9期介護保険事業計画に係る給付の推計と保険料試算について。内容については、詳細な報告は割愛しますが、所得段階の区分が9段階から13段階に増え、所得段階で320万円以上の方に対して4段階、区分が増やされ、所得に応じた負担の上限が1.7倍から2.4倍まで拡大するという内容であり、試算による引上げ額は、基準額で月額6,100円となるなどの試算が示されました。委員会としては、現段階の状況について内容を確認し、継続調査としました。

次に、案件のその他としまして、令和5年5月8日、地方自治法の改正に伴う対応についてです。この案件は、委員の提案により事務調査を行ったものです。調査内容については、現在のところは、改正する条例はないという判断である旨が説明されました。委員会としては、現況を確認し、継続調査としました。

その他報告です。その他を含め、5件の報告を受けております。案件ごとに報告させていただきます。

1件目、町有地利活用の取組状況について、町有地の区分整理として行っている区分A、売却が望ましい、17か所。区分B、利活用決定まで継続保有すべき土地、7か所。区分D、利用困難及び町の保有が望ましい土地、9か所について説明を受けました。

委員からは、追加資料について要望などあり、次回までに準備を求めて終了しました。

2件目、夜間役場廃止スケジュールについて。おおむね6か月程度の猶予期間をもって廃止に向かいたい旨の報告を受けました。

委員からは、利用実績等について資料を求める意見等がありました。委員会としては、説明

を受けたということにいたしました。

3件目、令和6年の能登半島地震災害職員派遣について、県庁での業務について、佐々町から1名の派遣要請が正式に届いた旨の報告を受けました。

4件目、新庁舎移転に伴う新庁舎議場等映像音響設備設置工事公募型プロポーザル実施について、3月上旬頃に受託業者が決定される旨の報告を受けました。

5件目、その他として、委員より、建設中の大型ディスカウンドストア付近の横断歩道の安全対策についての提起があり、確認を求めることとしました。

次に、2月21日分について報告いたします。

所管事務調査は、条例等について6件、第1期佐々町保健福祉総合計画について1件、その他報告3件を受けております。

1、条例等についてであります。

1件目、佐々町介護保険条例の一部改正について、今回の議案第12号です。主な内容は、介護保険料の改定についてです。詳細は、議案となっておりますので省略いたします。委員会としては、前回の試算に続き内容を確認し、各委員への十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目、佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、今回の議案第13号です。主な内容としては、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う条例改正です。ケアマネジャー1人当たりの受持ち件数を35件から44件に緩和するなど、サービス義務事項を緩和し、効率化を図るというものです。

委員会としましては、内容について確認し、次の定例会で提案が予定されていることから十分な検討をお願いし、終了しております。

3件目、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、今回の議案第14号です。国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う条例改正です。委員会としましては、内容を確認し、十分な検討をお願いし、終了しております。

4件目、佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、今回の議案第15号です。これも同様に、国の基準改定に伴う条例改定です。委員会としては、十分な検討をお願いし、終了しております。

5件目、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、今回の議案第16号です。これも同様でございます。

6件目、佐々町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。これは、児童福祉法の規定に基づき、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が、令和6年4月1日の施行に向けて準備が進められておることに伴う条例改正です。委員会としましては、内容について確認し、十分な検討をお願いし、終了しております。

2としまして、第1期佐々町保健福祉総合計画について。前回に引き続き説明を受けました。今回は、2月16日に、佐々町地域共生推進協議会から正式に答申された内容について答申書の報告を受け、委員会として確認をいたしました。

その中で、シルバー人材センターについて委員からの質問に対して、計画書にある佐々町のシルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41号2項に定めるシルバー人材センターに準ずるものという理解であるが、記載としては、シルバー人材センターとしたという説明を受けました。

その他としまして、佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件について。先ほど報告いたしました廃止条例の前に、運用上生じた欠損金の精算を行うため、基金の額を278万8,000円とする改正を行うものとして、改正後廃止という取扱いとしたい旨の報告を受けました。委員会としては、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正について。これについては、再度、全体を整備してから再提案したい旨の報告を受けました。委員会としては、以上を確認いたしました。

その他報告について。公金振込手数料の有料化について。指定金融機関より、公金振込手数料の有料化の提案があっている旨の報告を受けました。実施日は、令和6年10月1日より。委員会としては報告を受けました。

2、町有地利活用の取組状況について。前回に引き続き、全体の資料が提示され報告を受けました。委員会としては報告を受けたという確認でございます。なお、委員会としては、引き続き町有地の調査等について具体化を図っていくことを確認いたしました。

以上、総務厚生委員会の報告を終わります。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を、委員長からお願いいたします。5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

それでは、産業建設文教委員会所管事務調査の概要について報告をさせていただきます。委員長を務めております長谷川です。

開催日時は、令和6年1月26日金曜日10時、庁舎第1会議室にて行われております。出席委員は全員出席でした。

会議概要は、所管事務調査、1、条例等について2件、2、佐々駅舎交流センターの対応について1件、3、その他4件の調査を行い、その他報告として、他を含め11件の報告を受けました。なお、執行から依頼があり、その他報告の順番を変更しております。

①その他報告、事業繰越しについて、建設課。橋梁長寿命化対策事業及び交通安全通学路緊急対策事業の繰越しと、緊急防災・減災県営事業負担金（佐々川大橋連絡歩道橋整備事業・県道佐々鹿町江迎線）の地元負担金について、県工事の繰越しに伴い、町予算の繰越し予定との説明を受けました。

②入札制度について、建設課。建設業協会及びコンサルタント協会から要望があり、工種ごとに最低制限価格の引上げと改正労働基準法対応に伴う上限規制の適用の猶予が終了するため、週休2日モデル工事を試行するとの説明を受けました。委員から、対象工事内容の詳細説明を求められました。

（1）所管事務調査、条例等について、水道課。

①佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。地方自治法の一部改正による条ずれに伴う改正との説明を受けました。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行する予定とのことです。

②佐々町水道事業給水条例の一部改正について。水道法等の改正により、権限が厚生労働省から、国土交通省及び環境省に移管することに伴う改正との説明を受けました。なお、この条

例は、令和6年4月1日から施行予定とのことでした。

(2) 佐々駅舎交流センターの対応について、企画商工課。

佐々駅舎の管理を指定管理者としてできないか、松浦鉄道等と協議を行いました。結論が出ない状態が続いていました。テナント募集については、行政財産であるため、1年以上の長期貸付けができないことも応募がなかった原因と思われます。これらの経緯を踏まえて、指定管理者制度の設置条例を廃止し、行政財産から普通財産の佐々駅舎に戻し、幅広く募集が行えるように町内不動産会社に委託を検討すること、また、観光協会が現在行っている、松浦鉄道と西肥バスの乗車券販売については、松浦鉄道にお願いすることとし、観光協会の事務局は、引き続き企画商工課が担当すると説明を受けました。

委員から、地方創生の交付金活用で進められた事業なので、いまだ進んでいない計画に交付金の返納は発生しないのか。また、条例廃止に伴い、条例、規則、要綱はどのように整理されているかの確認。テナント室募集を町内不動産に任せてもよいのか。また、観光協会のほうには、納得、理解されているのか確認がありました。

(3) 所管事務調査、その他。委員から、入札関係が近隣自治体では契約専門の取扱いにするところがあり、本町も組織的に改善するべきではないかとの意見がありました。

その他報告、(3) 浄水場等脱炭素化可能性調査の結果について、水道課。

太陽光発電設備と小水力発電設備の再生可能エネルギーの利用促進を、水道施設における二酸化炭素の排出量の削減及び停電時における水道施設の監視設備に必要な電源確保を目的とした可能性調査の結果報告を受けました。委員から、理想は理解しても、現実問題としては厳しいのではないかとの意見もありました。

(4) し尿等前処理施設建設工事の進捗状況及び契約変更について、水道課。

進捗状況及び掘削作業中の産業廃棄物の発生に伴い、契約変更を行ったとの報告を受けました。

(5) 事業の繰越しについて、水道課。

浄化管理センターの耐震工事实施設業務委託の繰越しについての報告を受けました。

(6) 学校給食の公会計化について、教育委員会。

令和7年4月1日の学校給食費公会計化スタートに向けた計画の報告を受けました。委員から、システムの導入ベンダー（販売業者）の対応ができてからのほうが望ましいのではないかとの意見もありました。

(7) 西九州させば広域都市圏のビジョンについて、企画商工課。

I R整備計画の不認定に伴う第2期（案）ビジョンの連携事業について、現時点において、今後の方向性がまだ検討中であることから、修正を行う予定との連絡を受けているとの報告を受けました。

(8) 皿山農産物直売所の対応について、農林水産課及び企画商工課のほうから報告あり、令和5年12月の役員会で運営の継続を断念することを、1月の臨時総会で組合員に説明することと決定したが、その後、役員会で存続すべきとの意見もあり、再度役員会を開催し、方向性を検討するとの報告を受けました。

(9) 農業体験施設の利活用について、農林水産課。

建設から37年経過し、施設の老朽化が進む中で、令和6年度に今後の利活用の組立てを検討する費用を計上したいとの考えの報告を受けました。委員から、現行の施設の機能を維持するために、概算幾らぐらい必要なか確認や、できる限り行政経費をかけなくて政策は決定していただきたいとの意見がありました。

(10) 事業の繰越しについて、農林水産課。

自然災害防止県営事業負担金（緊急地すべり等保全、栗林第2地区野寄免）について、県発注予定の工事の繰越しが見込まれるための概要の説明を受けました。

(11) その他、能登半島地震災害職員派遣について、総務課。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震につきまして、職員の派遣依頼があり、現時点で、令和6年1月12日の災害職員派遣要請は「派遣要請1」では保健師2名、事務職1名、計3名。派遣期間は2月5日より3月7日、1週間程度だそうです。本町派遣職員は、多世代包括支援センター3名を予定しているとの報告を受けました。また「派遣要請2」があつておりますが、現時点で詳細は未定との説明を受けました。

以上で、産業建設文教委員会の報告を終わらせていただきます。

(産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇)

議 長 (淡田 邦夫 君)

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告を委員長からお願いいたします。
6番。

(新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊 君 登壇)

新庁舎建設に関する調査特別委員長 (阿部 豊 君)

6番、阿部豊です。私のほうから、新庁舎建設に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

開催日時は、令和6年2月26日月曜日に行いました。出席者は全員、6名出席しております。

調査案件につきましては、新庁舎建設に関する調査についてということで、4項目の調査をしております。項目ごとに順次、説明させていただきます。

まず、現在の進捗状況ということで、西係長のほうから、1月末現在の出来高、予定としましては24.62%、実施としまして22.32%ということで、2.3%若干の遅れが生じているという説明を受けております。

今後、2月末、外部足場組立て、3月上旬、鉄骨工事の終了予定と、4月に屋根、外壁工事に入っていくという説明を受けております。

また、旧技能訓練校の解体につきまして、現在、着手されております分についての説明を受けております。1月末に着手し、5月竣工予定ということでございます。

委員のほうからの確認事項としまして、若干の遅れ、顕著な遅れが懸念されるところはないのかとありましたが、執行側としましては、聞き取り調査の中で、ある程度、危機感を持って早め早めに取り掛かられているということは確認しておりますが、十分余裕があるというコメントがないという状況であるという説明があつております。

また、委員会としまして、天候不順で厳しい状況も推察するが、安全優先で工事については進められていただきたいという意見があつております。

委員会としまして、内容を確認し、継続調査案件としております。

2点目、備品整備についてということです。

まず、新庁舎備品購入事業の入札結果、今回4件ありまして、今回の議案の19号から22号の案件でございます。その説明等々を受けております。

委員会のほうからの確認事項としまして、備品管理の手法はいかにかということで、執行としましては、今回システム化をしており、今回購入した備品はデータでいただき、備品台帳シートを出力するため、納入業者へ貼付作業を依頼する形での管理の手法を取っていくということです。その他、キッズコーナーの確認及び清掃員配置等の確認をしております。

委員会としましては、内容について確認、3月議会で提案予定であり、各委員へ十分な検討を願い、終了しております。

3点目、インフレスライドについてということです。

現在の請負契約書の中の第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変動）という項目がございます。8項目ございまして、内容につきましては、全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項という3項目の条項があります。

今回、工事請負契約書の第26条第6項のインフレスライド条項、内容につきましては、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができるという項目でございます。令和6年1月30日に請負者から請求があったということで、執行にてインフレ算定の採用基準日等を判断し、計算したところ該当するということが示されております。

造成工事につきましては、変動率が2.33%で、概算46万8,600円、建築工事につきましては、変動率が2.35%で3,540万5,700円ということでございます。

このうち、この変動率の1%は請負者が負担するということが、実質の佐々町の負担金としましては、造成工事について26万8,400円、建築工事については2,036万3,200円という計算になるという説明を受けております。

委員会としましての確認事項としましては、ガイドラインはいかにということで、執行側は1月に運用マニュアルを整備したという回答でございました。また、同様の事案はいかにという確認もされております。ほかの請求は今のところあっていないということで、また、予算の対応はいかにということで、現在の継続費の中で対応を考えているという回答でございました。

委員会としましては内容を確認、最終的な変更に含まれるということで確認をしております。最後に、4項目め、今後の事業計画についてということで調査をしております。

執行側としましての説明は、全体事業費が現在28億2,000万円ということで、今後の工事のキャノピー等を含めて単価更正をし、再計算したところ、資材単価等を含め、現計予算では厳しい状況になっているという説明でございました。単価につきましては、令和4年度の単価で計算していたという説明です。新たな事業計画を示し、説明をなされましたけれども、委員から、規模を縮小する考えでキャノピー等は再度検討する考えなのかということで、庁舎建設室からはそのとおりであるということの回答を得ております。

各委員から、キャノピーについての判断をしかねる等々の多くの意見があり、委員会としましては内容について確認しております。現設計等、財政的な関係で縮小を含めた見直しが計画されておりますが、デザイン性を含めた設計者との協議をなされ、特別委員会へ意見を求められることを望み、継続調査案件とし、終了しております。

以上でございます。詳しくは、お手元の委員会報告資料を御確認いただきたいと思います。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、一般質問の前に11時5分まで暫時休憩といたします。

（10時54分 休憩）

（11時04分 再開）

— 日程第7 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。それでは、私は日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生きる佐々町実現に向けて質問いたします。

まず冒頭、能登半島地震においては、たくさんの方がお亡くなりになり、いまだに安否が不明な方もおられます。さらに、多くの皆さん方が避難生活を続けられており、1万人を超える方々が避難所での生活を余儀なくされているという状況でございます。改めて、亡くなられた方に心から御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

私事でございますけれども、私の後輩で、現地で市会議員をしている方もおられて、その方も自宅が被災しながら、住民の皆さんと一緒に支援活動が続けているという状況もあり、是非、継続した支援を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1点目は、子育て支援についてでございます。

まず1点目は、学校給食無償化について。先般から報道されているところによれば、県下でも諫早市が、新年度から小中学校の学校給食の無償化を行うとされております。続いて、雲仙市や東彼杵郡の各町でも小中学校の無償化を進めるとされております。

佐々町でも、中学生については、今年3月までの無償化が実現しました。新年度についても、予算案を見ると、無償化を継続するということかと思いますが、いかがお考えでしょうか。まず1点目、伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

給食費の無償化というのは、私は、本来的には、やはり国が施策として取り組むべきだとは思っているわけですが、子育て支援の一環としまして、先ほど永田議員がおっしゃったように、本町では、1子の2割、2子の4割、3子の10割の給食費の今まで援助を行ってきたわけですが、やはり本年度は、物価高騰対策の重点施策としまして、地方創生交付金の臨時交付金を活用しながら、中学生についても、今年度1月から3月まで、学校給食費無償化ということでやってまいりました。

来年度の中学校の給食費については、やはり無償化というのは今考えた上で、議会のほうに提案させていただきたいと考えているところでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

令和2年から、私も繰り返し取り上げさせていただきました。この問題で前進ができたことは、大きく評価したいと思います。

最初は、3子目の方の給食無償化から始まって、少しずつ拡大していることについて評価させていただきたいと思います。その上で、小学校への支援拡大について質問いたします。

実施の理由というのは、今回は義務教育無償化という憲法26条の規定、あるいは物価高騰対策として臨時交付金を活用するといったことで、様々な取組が行われてまいりました。今、全国では、報道によると491自治体、既に全自治体の28%で実施がされているという状況でございます。小学校だけが今、佐々町では今回取り残されるという形にならざるを得ないという状況です。

物価高騰は、学校給食費で、前回の質問によりますと、約16%ぐらい上がっているということでありました。これは子育てをされている各御家庭でも食費が16%上がっているということになるんだと思います。

町長は、先ほどの御答弁でも、本来、義務教育なのだから国が支援することが当然と言われております。そのことについては、私も全く同感であります。しかし、あれこれの理由をつけて、国のほうは「異次元の子育て対策」と言いながら、決まりません。

一方で、4年前に私はこの問題を提起してから、この間、物価は大きく値上がりし、その結果、働く人たちの賃金は20か月連続で下がっていると、実質賃金が下がっているという状況にあります。

つまり、家計はひっ迫し、子育て支援の緊急性が大きく高まっているのではないのでしょうか。言葉を変えれば、国の支援を待ってられないほどひっ迫しているのが実情というふうに捉えるべきだと思います。だからこそ、全国で3割の自治体、県内でも佐々町でも新たに拡大をするということになっているのではないかと思います。このことについて、町長はどのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、令和4年度から実施した物価高騰の補助ということで、やはり、先ほど永田議員がおっしゃったように、なかなか賃上げとか、地方の中小企業に普及するというのは簡単ではないと、我々もそう思っているわけでございますけど、中学校については、そういう考えで来年度も補助をしたいと、今考えて、上程をさせていただいたところでございます。

しかしながら、小学校についての無償化というのは、なかなか厳しく、やはり4,700万円程度の財源が必要ではないかと、我々は今、試算をしているわけでございますけど、やはり現在の補助制度からすると、今2割、3割の補助をやっていますので、その現在の補助制度からしますと、3,400万円が不足するというので、追加財源が必要ではないかと今試算をしているところでございまして、やはり今年度についても、なかなか小学校までの無償化というのは財政的に厳しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

改めて、小学校については、今現状が厳しいというのはよく分かりましたけれども、今後どのようにしていくのか、どのように考えていくのかと、取り組んでいくのかといったことにつ

いて、少し踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この給食費、それから医療費ですね、医療費の無償化というの、今、800円、先ほどお話がありましたように、我々、この前、市長会の会長さんともお話をいたしまして、この給食費についても、やはり国のほうで実際的に見るのが、対応が、取り組むべきではないかということが、我々の考えもありますので、市長会の考えもそういう考えがあるということでございますので、やはり国のほうに、そういう給食費の無償化についても、皆さん方と一緒に国に取り組むべきだということで、陳情しながらやっていかなければならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

繰り返しですけれども、国に対して要望していくということについては、全く賛成でございます。しかし、今回、長崎県内のある大きな町の担当者の方がこういうことを言われました。要するに、県内で自治体ごとに格差があると、それは望ましくないというようなことをおっしゃって、実質的にその町では、給食費の無償化あるいは補助というのを全く出していない町なんですけれども、改めて、あえてどこと言いませんけれども、そういう状況があるんですね。

結局、結果的には、住民の側から見れば、国を盾にしてといいますか、国を盾にして、自治体としてやるべきことをやってくれないのではないかと、くれているのではないかと。佐々町がそうだと言わないんです。佐々町は前進したわけですから。そういった意味では、中学校の分については前進したと。しかし、実情は、やっぱり先ほど申し上げたように年々厳しくなっている、子育てそのものがですね。だから、緊急性が高まっているということを改めて申し上げ、そのことを、是非反映した施策というのをとっていただきたいということを申し上げて、次に移りたいというふうに思います。

次に、今、小学校、中学校、高校、大学もそうですけれども、それぞれ入学、進学の時期中でございます。今、保護者の負担が本当に大きくなっていると。びっくりしたんですけども、昨年のランドセルの全国平均の購入価格が5万8,000円、23年度の業界の調べで5万8,000円です。

文科省の平成26年度ですけれども、随分昔ですけれども、学習費調査というのによりますと、公立小中学校1年間で支払う費用というのは、全学年平均で小学校が約6万円、5万9,228円、中学校では12万8,964円、大体1か月1万1,000円近くと。入学した年は、これが小学校では10万1,000円ですから、6万円から10万円超えると。中学校では18万6,323円ですから、平均よりも6万円ぐらい高い。それぞれその都度6万円ぐらいかかっている、余分にかかっているというようなことです。

とりわけ、この間、物価高騰が続いておりまして、伴って実質賃金は低下しているという中で、子育て支援、特に就学時の支援というのは、非常に重要ではないかというふうに思っておりますが、このことについてどのようにお考えかを伺いたい。

特に、近年、高騰が言われております、習い事や学習塾の費用の実態等についても、町内の状況はどのように把握されているのかということについてもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、確かにランドセルは、標準的には3万円から4万円と言われておりますけれど、最も選ばれているのは5万円から7万円程度ということでございます。鍵盤ハーモニカ等も含めると、入学時は6万円から8万円程度、ランドセルの選び方によって違ってくるのかなと思っております。

中学校では、制服が6万円、ジャージ等が2万円、合計で8万円程度かかるという状況かと思っておるところでございます。

習い事については、種類によって大きく異なるようでございますけれども、私どもで聞き取り調査をした中では、週1回の習い事で、月額、習字・そろばんが4,000円程度、ピアノが6,000円から8,000円程度というふうになっております。塾についても、これは回数や履修教科によって、かなり変わってくるようですが、英語・数学の2教科で、週2回で月額2万円がかかるというふうになっているようでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

実情については若干お調べいただいていたところですが、そういったものについて、いわゆる、その負担ができない家庭もおおいになるわけですね。なかなか困難だとおっしゃる御家庭も多いし、非常にそのことが負担になっているという声もよく聞きます。

そういったものについて、いわゆる町としての支援というのをどのようにお考えかということについて伺いたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

町としての支援ということで、いわゆる準要保護の生徒に対して、児童生徒に対して、新入学時児童生徒学用品費として、小学生には6万5,690円、中学生には8万5,730円を支給して、少しでも緩和できればということで考えておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

就学援助について対応するとしているというのが、今の現状かというふうに思うんですけれども、今、佐々町の就学援助の利用率といいますか、適用率といいますか、推移はどのようになっているかについてお答えいただきたい。要保護と準要保護と分けて、分かればお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

就学援助、準要保護の推移についてでございますけれど、全児童生徒の中で何%という数字で申しますと、平成30年が13.29%、元年度が13.99%、2年度が13.20%、令和3年が14.17%、令和4年が14.60%、令和5年につきましては、2月末で15.54%というふうになっております。確かに令和元年度に基準を1.2倍というふうに、生活保護基準所得の1.2倍と改定いたしました経緯もありまして、確かに全体的にはばらつきがあるものの、増えておる状況かなと思っております。

要保護を含めると、少し飛びますけれど、平成30年度14.61%、令和5年度が16.39%というふうに増加傾向になっていることは間違いのないと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

この件については、数字の話だとなかなか分かりづらいところもあるんですけども、例えば、私が以前に住んでおりました長崎市の梅香崎中学校区っていいですか、いわゆる大浦ですね、長崎市の大浦地区の梅香崎中学校区に私は住んでおったんですけども、その中学校の場合は、いわゆる就学援助を受けている方が4割ぐらいおられたんですね。確かに、長崎市内全域と比べると、少し所得が低いのかなというふうに思うんですが、それでも、まあ、街中ですから、そんなに変わらないというところなんです。

佐々町の場合は、これが比較して、佐々町の所得と比較しますと、長崎市と比較するとかなり差があって、佐々町のほうが全体として低いわけですね。それなのに、どうして就学援助の利用率が低いのかなというのを感じております。

それは、要するに、この就学援助の、例えば名前が「準要保護」と、いわゆる生活保護に準じるものというふうな言われ方をされていて、しかも、だから生活保護を受けることに対する抵抗というのは非常に大きいものがありまして、そういう中で「準要保護」と言われることに対しては、極めて、スティグマと言いますかね、利用できない、利用したくないという思いが強いのではないかなというふうに思います。

実際に、例えば40歳で子ども2人、40歳で子ども2人の、お二人が就学されていると、そういった御家庭での就学援助の基準額というのは、基準がどの水準を下回ると就学援助の対象になるのかという、所得の水準というのは大体どの程度かということ、突然であれですけども、おおむね分かりましたらお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

おおむねの試算でございますけれど、4人世帯、第1子が中学生、第2子が小学生とした場合に、所得額で約278万円というぐらいになろうかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

その278万円というのを、いわゆる年収ベースに直すと、大体どの程度になるのか。278万円というのは、いわゆる課税所得ですね。ですから、かなり対象者が広くあるという認識なんです。

それで、例えば、これはもちろん佐々町よりも、随分高いわけですがけれども、名古屋市の場合は、河村市長が言っておりましたけど460万円って言っていましたね。世帯年収460万円以下の世帯は、全て就学援助の対象になりますというふうに言っておられました。だから、就学援助の利用率を、今、案内はされているというふうに思うんですけども、就学援助というのは、対象になる方はどなたでも受けられるんですよということを、もっとやっぱりお知らせすることが必要ではないかというふうに思いますし、基準も、いわゆる課税所得が278万円ということならば、おおむね年収これぐらい以下の方は御相談くださいぐらいのことは出してよいのではないかなというふうに思うんですね。

だから、もちろんその就学援助を受けることを強制するわけではないんですけども、やはり本当に今の実情を考えると、就学援助を受ければ、例えば、今先ほど教育長言われたように、入学時のランドセルだとか、あるいは、中学に進学するときの制服代だとか、修学旅行費だとか、アルバム代だとか、PTA会費だとか、あるいは学校給食費も含めて、全体が給付の対象になるということになっておりますから、こういったものは、そういったものは全体無償になるということは非常に大きいのではないだろうか。就学援助の活用というのを、是非お勧めいただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申し訳ありません。所得で書いて整理をしておるものですから、収入になった場合に幾らぐらいかというのは、正確な数字は出すことができませんけれど、議員御指摘のように、よりどういうふうな周知の仕方をしていくか、かなり改善はしてきたつもりでございます。以前、議員から御指摘いただいたように、案内についてもかなり改善してきたつもりですが、さらに改善の余地がないかということについて、定例教育委員会等にも諮って、知恵を絞っていきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

確かに、私が最初、御質問したときからすると、確かに13%が15%にということで前進しているんですね。それで、基準についても1.2倍に引き上げていただいたということも非常に大きいと思います。

ただ、申し上げておきたいのは、今大体、全国的には1.3倍というのが、大体基準というか、一番多いんです。いわゆる生活保護基準の1.3倍。だから、先ほど言ったように、名古屋市などでは、年収で500万円に近づくような御家庭でも就学援助の対象になるんですよということが、

しっかりやられておりますし、名古屋市の市の職員の御家庭でも就学援助を受けている方はたくさんおられるというようなことがありました。

ですから、いわゆるその考え方を、就学援助というその本来の趣旨を、やはりしっかり捉えた対応を求めたいし、改めて、その基準額についても、再度、検討を求めていきたいというふうに思います。

続きまして、子育ての問題で、3点目ですけれども、これは子育て、直接的な子育てということではなくて、学校教育の現場の問題です。学校教職員の負担軽減の問題です。

近年、学校現場では、深刻な実態がいろいろ報道をされております。教職員が過労によって亡くなるケースだとか、あるいは、教職員が心身の疲労からメンタル疾患にかかって、それによる休職者数が増えているというようなことなどが報道されております。

佐々町でも、これは保護者の方からのお話だったんですけれども、口石小学校では、校長先生が担任を肩代わりするような状況があって、また、そのクラスが荒れているというようなことが心配しているんですという声が寄せられています。そうした実態について、教育委員会ではどのように把握されているのか、把握されておれば、対応をどのようにされているのかということについて伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

確かに教職員の負担軽減については、大きな課題として取り組まなければならないというふうに考えております。

実態としては、本町の教職員の勤務時間は、令和2年度、月別の超過勤務が45時間以上の者が年間延べ322人、30.5%、80時間以上が33人、3.2%でございました。その後、統合型校務支援システム、これは成績処理とか出欠であるとか、全て校務をAIによって結びつけるというようなものでございます。また、通知表もそれによって作成ができると。そういう電子化や運動会の午前中開催等の諸行事の簡素化、部活動の休養日を2日等の改善を行ってまいりました。令和4年度で見ますと、月別の超過勤務が45時間以上の年間延べ人数が274人、25.6%、80時間が24人、2.3%の改善の傾向にあるのは間違いございません。

特に、おっしゃったように、病休者が出たりということで非常に現場は混乱しておりますけれども、混乱といいますか苦勞しておりますけれども、特に、教頭の超過勤務の時間が、長時間勤務については何とか改善する必要があるという考えから、来年度から国県の予算、国の補助を活用して、現在の用務員さんを校務支援員という形にして、現在の教頭の仕事の中で、教頭以外でもできる仕事を分任してもらうように改めたいというふうに考えておるところでございます。

しかし、まだ改善が必要なことは明らかで、授業時数の確保や生徒指導などのやらなければならないことも多く、改善に苦慮しているところではございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

大変御苦勞されているということがよく分かります。私は、やはり根底には、いわゆる子どもの数が減ったということを経験して教職員数を絞り込んできた結果、定数が足りていない、

実質的な定数が足りていないのではないだろうかというふうに考えますが、このことについて町長はどのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、永田議員がおっしゃるとおり、いわゆる生徒数は減ってきてはいるんですけど、やはりいろいろな仕事、子どもさんの案件というのは、何が起こるか分からないということで、勤務体制がなかなかうまくつかめないんじゃないかということもあるわけでございまして、やはり全体的な人間というのは足りないかも分からないわけですけど、その辺は、ちょっと私のほうがまだ話を聞いていませんので、教育長のほうからでも話をさせていただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）
教職員の数については、いわゆる標準法、定数法とも言いますが、定数法で、何クラスであれば何人というふうに決まっております。ところが、近年、いわゆる特別支援学級の数がぐっと増えたということで、一応、定数を満たすように配置はできるんですけど、誰かが病気にかかるると補充する人員がないというような状況がございます。私も七十幾つの教職員OBに「お願いできませんか」と電話しましたが、非常に、長崎県だけではなくて、いわゆる産休・育休も含めて、補充する人員が非常に枯渇してきていると。

県のほうでも、いわゆるペーパーティーチャー、教職員の経験はないけれど資格を持っている方を、研修を受けて、何とかこう、人材の発掘といいますか、人材確保には考えておるようですけど、ことしが一番きつかったのかもしれない。来年度は定年が61歳に延びますので、少し61歳になった方の分で埋まる部分はあるとは思いますが、そういう状況がここ数年続いているのが事実でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

やはり今おっしゃられた定員の考え方という中に、ゆとりがないんですよ、現状がね。やっぱりここを是非改善を求めていく必要があるのではないだろうかというふうに考えておりますことと、あわせて、町としても必要な対応というのが、どういうことができるのかということについては、是非引き続き強めていただいて、結果的に一番、割を食うというのは子どもたちですから、子どもたちのやっぱり学びの状況を保証していくという取組を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、子育ての4番目の問題ですが、保育児童の副食費の負担の問題です。負担軽減の取組についてということで。物価高騰対策を含めて、総体としてどのような取組が進められているのかと。とりわけ佐々町は、近隣のまちと比較して遅れているのではないかと思うんですけれども、副食費の無償化について、どのような検討を行っておられるのかということにつ

いて伺いたいと思います。まず1点、どうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

副食費については、令和元年度10月から町内の保育施設について、統一した価格で今、徴収しているわけでございます。副食費の価格、公定価格というのが、公定単価ですかね、それが令和元年度から10月時点では4,500円、それから、令和5年4月からは4,700円に改定されて、令和6年4月から4,800円に改定される予定でということになっているわけですが、令和5年4月から、公定価格が4,700円と設定をされていますが、価格高騰重点支援の地方交付金を活用しながら、物価高騰対策支援を行いながら、4,500円から副食費の価格を引上げを行わずに、支援を今行っているところでございます。

この支援金については、令和4年と令和5年度を継続して、国からの交付がありました、令和6年度以降の継続される見込みがないわけでございまして、町独自の物価高騰対策支援を行うことというのは、なかなか厳しいわけでございまして、今後も公定価格の改定が行われることも予想されておりますので、そのための保護者の急激な負担増を避けるために、令和6年度から副食費を4,500円から4,800円に改定を予定しておるわけでございます。

お尋ねの副食費の無償化につきましては、保育所、保育料の無償化も含めたところで、現在、本町における子育て支援の施策の全体の見直しを行いながら、限られた財源でどのように施策を配分できるかというのは、関係課において協議を進めていかなければならないと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ことし、いわゆる副食費が更に値上げになるということに、結果的に負担が、父母にとっては、保護者にとってはその負担が増えるという実情は変わらないと思うんです。

ちなみに近隣のまちで、例えば、松浦市などでは、子どもさんたちの副食費、3歳以上の副食費については無償と。これはどういう考え方なんでしょうか。要するに、例えば、3歳児までは保育料に含まれておりますよね。いわゆる保育所の給食費については、3歳以上児になると、いわゆる副食費代ということで、別途、保護者の負担が出てくるということになっているんですけれども、ここの無償化の考え方というのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

私は、結果的には、例えば、小中学校の給食費の無償化と同様に、保育所や幼稚園の給食費についても無償化されるべきではないだろうか。もうつながっているわけですからというふうに思うんですけれども。考え方等についてお分かりになるところがあれば、担当課からでもお答えいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今お尋ねの副食費につきましては、3歳から5歳までの方について副食費を頂いているところでございます。

それから、年収360万円未満の相当世帯が免除となっております、それから、あと一つ、第3子以降も免除となっている制度となっております。

それから、今、永田議員さんがおっしゃった松浦市の助成の分なんですけども、松浦市の場合は、月額4,500円を上限として助成をしているということでお聞きしております。

佐々町の副食費の無償化につきましては、今のところ、先ほど町長も申しましたように、財源等もありますので、ほかの子育て支援、先ほども申しました保育所の保育料の無償化とあわせまして、今後は検討していきたいというふうに課としても考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

是非、保育所の副食費の無償化の問題というのも、金額的には、いわゆる小学生よりも、更に保護者の年齢は総体的に低いわけで、若いお父さんお母さんが多いわけで、そういった意味では、全体として所得は更に低いわけですよ。そういったことを考えると、保育所のいわゆる給食費、副食費については、やはり無償化に向けた、あるいは、更なる援助というのを拡大していただくということが必要ではないかということをおっしゃりたいというふうに思います。

それでは、続きまして、防災・減災対策について。今回、能登半島地震の報道を見ておりました中で、いわゆる上下水道の復旧が非常に遅れているということが重大な事態を招いているというお話がありました。トイレも使えない。水は来たけども、下水道が壊れているので使えないと、水を使わないでくださいと、風呂には入れませんというような話などがありました。私も関心を持って聞いておまして、全国の水道耐震化率は40%台というふうに言われておりますけども、佐々町についてはどのような現状なのか、あるいは、今後、改善計画などあればお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、新聞などで報道されています上水道の耐震化率と言われているものは、水道管の基幹の管路部分に対する耐震の適合率のこととございまして、厚生労働省発表によりますと、令和3年度末の全国平均が41.2%ということ、それから長崎県平均は32.3%ということとされております。

これに対しまして、本町は42.5%となりまして、長崎県内では上から6番目とございますけども、全国平均を若干上回るような状況ということとございまして、耐震性の対策については、やはり今後やっていかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

向上についてやっていくということとございまして、特に何か具体的な計画などあれば、担

当のほうからでも、お考えなどあれば伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

耐震対策につきましては、特別に耐震化の計画というものを持っているわけではございません。全国どの自治体でも似たような感じかと思えますけれども、老朽管の更新に合わせて耐震化を行うという考え方で、少しずつ進めているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

よく分かりました。老朽管の更新と合わせて、耐震工事っていいですか、耐震対応もしていくという考え方ですね、それは合理的だと思うんですけども、その老朽化対策については、大体どういう計画になっているのか。

例えば、基幹管路についての老朽化については、例えば、いつぐらいまで完了するとか、あるいは配水管についてはどうだといった、そういった計画はあるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

耐震化を目的とした水道管の更新というのは、今、特別持っていないということでお答えしたんですけども、老朽管の更新というものにつきましては、そもそも水道管の耐用年数というのが40年というふうにされているところですけども、耐用年数を経過したら、すぐ使えないということではございませんで、今持っております計画と申しますか、考え方としましては、耐用年数の1.5倍、60年に達する前に更新をしていくというふうなことを基本の考え方として持っているところでございます。

単純計算になりますけれども、老朽管全てを、例えば、毎年度2億円程度で、2キロずつ更新をしていくというふうに仮定をした場合には、47年ほどかかるというふうなことになっておりまして、基本的には、老朽管の更新というのは延々とずっと続けていくというふうなサイクルかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

よく分かりました。いずれにしても、全体としては、やはり、佐々町については、いわゆる地盤の安定といいますか、地震のリスクというのは、全国でもかなり低い方かなというふうに思っておりますが、先般来の福岡の玄界灘の地震もあつたりということ、あるいは雲仙岳の周辺での地震などもあつたりということもありますし、どこで起こるか分からないというのは、

今やっぱり、そういうスタンスでの備えというのが必要ではないかというふうに考えております。

総合的な防災計画を立てていく中で、とりわけ今回、上下水道の管路の保全というのは、そういう角度からも重要なのだなというふうに考えまして質問させていただきました。是非対応を、今後もピッチを上げて進めるということについても御検討いただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

続きまして、くらし・福祉の充実に向けて。いわゆる毎回質問しております、誰でも利用できる町内循環バス。これは、私は、それはタイトルのようなものでありますから、循環バスというふうにこだわらなくていいわけですが、この間ずっと聞いております内容としては、特に買物が本当に不便なんだと。冬場ということもあったのかもしれないんですけども、買物不便という、買物が非常に不便だという声をたくさん聞いております。

タクシー支援では、やっぱり半額負担もあるし、本当に使い勝手悪い、タクシーで買物に行くなんていうようなことはできませんというふうにおっしゃいますし、それから、いわゆるタクシーは通院のときのためにとっておくと。ただ、買物については、荷物を持って帰るのが本当につらいということで、最近はスーパーとかあるいはセブンイレブンさんとか、そういったところが巡回で売りに来てくれる、それを利用しているとか、あるいは、荷物を送ってくれるとか届けてくれるサービスなんかもあるのだということですが、やはり、町民のユニバーサルサービスとしての、そういった町内交通の確保というのは非常に重要だと、引き続き重要だというふうに考えております。

通院のための交通手段の確保についても、今後の対応についてどのようにお考えなのかということについても伺っておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員が先ほどおっしゃいましたように、本町におきましては、高齢者個々のニーズに応じた移動手段ということで、半額の助成のタクシーということで、タクシー券を発行している。それから、社会福祉協議会と介護事業所との無料の移動支援の「ぷらっと」の移動支援がございまして、そちらを活用していただきながら、それ以外の交通弱者対策についてということで、先ほどお話がありましたように、やはり公共交通機関との兼ね合いもありますけど、引き続きこれをどうするのかというのは、やはり我々としても課題ではありますので、引き続き研究をさせていただきたいと思っております。

近隣地域では、デマンドタクシーというのが実施されているわけですので、ドア・ツー・ドアということで、予約制の乗合いタクシーでございまして、ただ、これも今、交通弱者の移動支援の確保ということで考えれば、なかなか難しいところがございますし、それから、運行経費が赤字の自治体で、やはり自治体、赤字ということで、自治体で補填するところもあるわけですので、やはりなかなか難しい。

それから、タクシー業者におきましても、やはり慢性的な運転士が不足しているということも考えられますので、なかなか厳しい問題がございます。経営状況もなかなか難しいところもあるわけですので、もう少し研究させていただいて、どうするかというのは考えていかなければならないのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

この問題もずっと取り上げさせていただいて、私も6年間ずっとこのことを話してきたんですが、結果的には、この間の変化というのは何がされたかというのは、タクシーの補助枚数を2倍に増やすということがされました。2倍に増やされたんだけど、半額負担というのが導入されて、一部の方からは改悪だという、改悪された、使えなくなったという声を聞いております。実際に、その利用者の数が伸びていないんですよ。枚数を倍に、給付を倍にしたのに、利用者という枚数がそんなに増えていないと。最近の枚数の変化というのは、特にありましたらお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

令和6年2月29日時点なんですけども、今、高齢者で発行しております交付者数は951人になっております。それから、1月末時点での平均利用金額は520円ということになっております。それから、月の平均枚数は1,823枚となっております。この枚数につきましては、昨年の平均とほぼ変わらない状況になっております。

それから平均の利用金額は、令和4年度は462円だったんですけども、今現在では520円ということで、利用金額が、単価が少し上がっている状況です。

それから、交付者数につきましては、先ほど申しました2月29日時点で、令和4年につきましては1,022人、先ほど申しましたように、今年度は951人、71人の減となっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

利用金額が上がっているということは、総体的には少し遠距離の方が利用いただいているのかなというふうに思いますし、そういう点では前進もあるかというふうに思うんですけども、利用数が増えない。これはやっぱり枚数を倍にしたわけですからね、4枚から8枚、月に8枚使えるようにしたのに延べ人数が増えないというのは、やっぱり町民の側からすると、総体的に、何らかの改善が必要なのではないだろうかというふうに思うんです。

だから、総体的には、いわゆる当初に計画した月額2,000万円程度の補助を出すという予算が、実際それを万度に使った年はないんですよ、現実に。実際は1,200万円程度で、私の記憶によれば推移しているのかなという感じがします。

ですから、そういった意味では、やはり、例えば、半額負担を元に戻すとか、そういう基礎料金、方式を少し変えてみるとか、例えば、1枚500円のチケットというのを町として発券して、それを対象となる方々にお配りするとか、そういった対応が、もっとやっぱり活用を増やすという点では効果があるのではないかと思いますので、是非御検討をいただきたいというふうに思います。

最後の質問です。いわゆる「きこえ」の支援の問題ですけれども、この間、町としては、今度3月10日に予定されている企画の中で、いわゆる補聴器の活用についての有用性だとか、あるいは、そういった方々の声を聞くということなども含めて、いろんなことがやられようとしておりますし、啓発活動との一環として、非常に評価をしたいと思うんです。

あわせて、改めて、難聴が認知症の要因となるという研究は、その後もやっぱり増えており

ますし、コミュニケーション不足から、様々な親子間のトラブルも含めて巻き込まれるケース、高齢者の疎外感やひきこもりの問題といったことで、いわゆる聞こえの問題というのは極めて重要です。

町長もよく御存じのように、ヨーロッパだとかアメリカでは、いわゆる難聴というのは医療の世界の対応で、いわゆる病気として難聴は対応されてきたので、全体としては補聴器の利用率は非常に高いというふうに言われておりますが、日本の場合は、急速な高齢化ということもあって、高齢に伴うものという自然現象というような扱いで、全体としては、総体的に非常に補聴器の利用が少ないという状況があるのではないかというふうに思っております。

ただ、そのことが社会的なフレイルを高めるということにもなり、極めてやっぱりこの対策というのは重要だと。やっぱり一つの決め手というのは、もちろんパーフェクトにいけるわけじゃないんですけども、難聴の対策としては、やはり軽い難聴の段階から補聴器を積極的に使うということが必要だというふうに言われております。

そのことについては何回か紹介しておりますように、東京の港区だとか足立区だとかそういったところの例のように、積極的に難聴の補聴器に対して購入支援を行うということによって、全体として効果を上げているという報告も寄せられています。そういう点で、佐々町として、啓発活動などをやっておられることについては評価するものですが、あわせて、補聴器の購入支援についての検討はどうなっているのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと質問中ですけども、12時になりましたけれども、一般質問が終了するまで、そのまま続けさせていただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、永田議員もこの前の12月定例会でも質問をされておまして、町としては、きこえの相談会というのを計画をしているということでお答えをしたわけでございます。

今週の日曜日に、先ほど申しましたように、多世代包括支援センター主催によりまして「健康の食育フェア」というのを開催しますので、その中で、認定の補聴器の技能者の御協力をいただきながら、御来場の方に、それぞれの聞こえの具合について、測定を実際に行いながら補聴器の体験をしていただくという計画を予定しておまして、この相談をきっかけに、耳鼻科への早期診断を促すことをやっていきたいと、また考えておまして、補聴器のニーズの調査にもつながればいいんじゃないかと考えているところでございます。

今後、いろいろな高齢者が集まる場所、例えば「元気カフェ・ぷらっと」などの、高齢者についてコミュニティーがありますので、耳の仕組みの紹介とかいう講話とかを計画しながら、そういった中から多くの方の御意見を聴取しながら、現状の分析を行いながら、やはり今、永田議員がおっしゃったように、助成制度がどうできるのかというのは、やはり必要性についても研究しなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

積極的に啓発活動や、あるいは現状分析をやっていくということについてはよく分かりました。ただ、やはり声としてもはっきりしているわけですから、いわゆる機器の購入支援につい

て積極的に取り組んでいこうというふうにお考えなのか、いや、そこはもう財政的に無理だから、しばらくはやらないというふうにお考えなのか、この辺りはいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
いろいろな、先ほど申しましたように御意見を調査をしながらやっていって、御意見を聞きながら現状の分析というのをしなきゃならないと。本町にどれくらいの方がいらっしゃるのか、そういう意見を聞きながら、助成制度というのは必要性に、必要に応じて、我々としては研究をさせていただくということで御理解をいただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）
担当課のほうで、特にお考えのことなどあれば伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

担当課としましても、まずは、今週の日曜日に相談会を開きますので、その際に皆さんの御意見を聞きたいのと、そこでは、調査、御意見は足りないと思いますので、先ほど申しました、高齢者が集まるコミュニティーにおいて、いろんな方の御意見を聞きたいと思っております。

それから、先ほどの元気カフェ・ぷらっとというお話があったと思うんですけども、各町内会に出向いて、こういった耳の講話をさせていただきまして、皆さんへ、早期からの補聴器の装着の必要性とかを知っていただきながら御意見を伺いたいというふうに、課のほうでは思っております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）
この問題につきましては、私も先般、県で、長崎でありました自治体研究所のいわゆる勉強会で、いわゆる耳鼻科の先生からお話を伺いました。その際に、補聴器の種類も極めて多様であって、骨伝導型の手術を伴うものもあるということなども含めてありました。

その中で、いわゆる補聴器の選び方についても、やっぱり非常に重要だというお話がありましたので、そういったことを含めて考えますと、やっぱりこの検討というか、その中身については、もう少し詰めた議論が要るのではないだろうかというふうに思っています。

だから、いわゆる集音器レベルのものから、いわゆる骨伝導補聴器まで、かなり差があって、どういったのが、その人にベストなのかということを、きちんと診断してもらって活用していく。そういう意味では、かなり幅の広いサポートが必要になるのではないかとというふうに思っておりますので、是非、企画の中身を、現状分析の上で企画の中身を充実させていただきたい

ということを上申上げて、質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

1時5分まで暫時休憩といたします。

（12時05分 休憩）

（13時05分 再開）

— 日程第7 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。久々の一般質問でございます。よろしくお願ひします。では、通告書に基づきお話しをしたいと思ひます。

1番目が、自然災害による防災についてをお尋ねします。

石川県能登半島沖地震は、震度マグニチュード7.6の地震により、多数の死者250名はもとより、行方不明者も捜索中とのこと。謹んで、御家族、関係者の皆様には、心より哀悼の意を申し上げます。

発生より2か月を経過した今もなお、避難所生活を送られている被災者の方々への仮設住宅に入れる目途も立つこともなく、避難所生活の長期化で、高齢者に疲労が蓄積しておられるそうです。

本県は、周辺でも過去に地震が起きており、2016年4月の熊本地震は記憶に新しいです。平時からの備えは不可欠ですが、本町も、平成31年3月と令和4年7月に、洪水・土砂災害ハザードマップを作成されていますが、本町には、地震に対するマニュアルはあるのですか、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

地震に関するマニュアルの件でございますけど、まず、佐々町の地域防災計画に、地震・津波災害応急対策編、それから避難指示等の判断伝達マニュアルに、津波編、それから災害時の職員の初動マニュアルに、地震・津波災害時の活動態勢、それから佐々町業務継続計画に、地震・津波での職員の参集体制や、役場庁舎で使用できなくなった場合の代替施設の定めなど、地震が発生した場合の対応というのを今規定をしているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

本町もそれなりの、災害に対し、また地震に対しても、もうちょっと詳しく地震に対してのあれがあるかと思いましたが、本県もさほど地震のある場所ではない。ちょっと安易な考え方ですが。しかしながら、災害というか、この地震は、日本がやっぱり地震列島でありまして、今後とも地震に対して、能登半島沖の地震を考えると、すごく甚大な被害をもたらして、その危機感は、やっぱり日本中の方が皆さんお持ちでなければならぬのではないかと思います。

そこで、この中で所管のほうでも頂いた、先ほども言いましたが、ハザードマップですね、本町も平成31年3月と令和4年7月に、洪水土砂災害ハザードマップを作成されています。その所管の折に、2回目に町民に配布なさったハザードマップが、地域性のあれが変わったと、その所管の中で説明をちょっといただいたんですよ。そのところ、関係課のほうで御説明のほどをいただければ幸いです。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今御質問の平成31年3月と、令和4年7月のハザードマップの違いですけれども、令和4年7月に作成した土砂災害ハザードマップは、1,000年に1回の確率の最大規模降雨によって佐々川が氾濫した場合のハザードマップとなっております。あわせて、地すべり災害危険区域を土砂災害警戒区域に追加して掲載しております。

これに対しまして、平成31年3月に作成した総合ハザードマップは、水害をはじめ地震や津波など、あらゆる自然災害に対するハザードマップとなっております。水害につきましては、これが50年に1回確率の計画規模降雨によって佐々川が氾濫した場合を想定してございまして、雨の確率が1,000年確率と50年確率の違いが大きな違いとなっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今の御説明で、国の基準というか、令和4年に100年に1度、それからまた、次回は50年に1度の水害というか、そういう災害が起きたときのあれで変わったとおっしゃいましたが、その降水量というのは、どれくらいを予定しての判断になるわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

1,000年に1回です。1,000年に1回の確率の最大規模降雨は、24時間雨量が967ミリ、時間雨量が212.2ミリでございます。50年に1回の確率の降雨は、24時間雨量が339ミリ、時間雨量が85ミリが想定されているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

詳細な説明ありがとうございます。その降水量というのは、本当、予期せぬ状態で佐々川も氾濫に及ぶことは、昔、過去にありましたけど、その後、いたって佐々川が、拡幅ですか、それとか掘削作業をなさって、県のほうからしていただいて、すごくいい状態で保たれるのは分かるんですけど、どうしても、やっぱり住民の方は心配なさるんですよ、佐々川が大きくなると。そういう面でも、なおかつ、やっぱり安心な佐々町、水の、結局、恩恵は、佐々川によって、すごく佐々町は恵まれた土地ですので、今後、災害におけるときの対応をよろしく願います。

それと、また、災害時の避難所生活に必要なとなる備品ですか、トイレとか自家発電設備、ガス設備などの確保はどれくらいあるのか教えていただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の備蓄品ですが、主なものといまして、現時点で、レトルト御飯が約3,800食、非常用のお菓子が約500食、500ミリリットルの水が約1万900本、簡易トイレが約8,000という数の備蓄をしておるところでございます。

それと、ガス設備だけでよろしかったですかね。（長谷川議員「はい。」）ガス設備につきましては、町内に14か所ある公共施設の指定避難所14か所中12か所で、町内会集会所であります地域自主運営避難所30か所全てに設置してございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

備品に対する確保はできているみたいですが、今、佐々町は32町内会ありますよね。それで、その確保をなさっているのが、限定的で14か所と12か所、それからまた30か所には、そうやってあるとおっしゃいましたが、それはあくまでも町のほうから準備なさっているのか、その各町内会のほうで希望があって準備をなされているのか、そここのところをお聞きしたいんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

先ほど説明が足りませんで申し訳ございません。まず、14か所あると言いました指定避難所については、町の公共施設ですので、町のほうで設置しております。

2つ目の地域自主運営避難所ですが、こちらは町内会の集会所ですので、集会所ですので町が設置しているということに、こちらにもなるかと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

お聞きしたところ、本当にそれが結局、今、1万4,000人弱ですか、町の人口に対して大丈夫かなという嫌いはありますが、そこのところは加味なさって、今後やっていただきたいなどあります。

今後、そして、その避難所の設置は滞りなくやっていかれるとは思いますが、その中で、各町内に防災倉庫っておつくりになりましたよね、一時。そして、そちらには、またどれぐらいの備品が入っているのかお分かりになれば教えていただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

防災倉庫に備蓄をしている中身は、申し訳ございません、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんが、防災倉庫につきましては、17か所に設置をしております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

防災倉庫が公民館、若しくは集会所ですね、そこに設置されているとお聞きしましたが、32町内会あって、なぜ17か所だけしかないのかと、それはなぜかお聞きしてもよろしいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

今、防災倉庫が総務のほうから17か所ということで報告があったかと思えますけれども、それ以前から、各町内会で倉庫を持っていらっしゃる方については、要望をされなかったということで御理解をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

はい、了解しました。

そうやって防災倉庫設置を、やっぱり町内会でも望んでつけられたところもあれば、もう手狭でもう要らないという感じでの処置だったかと思われま。でも、その災害が起きたときに本当に機能をするかということは、備品に対しては十分、今後とも配慮して、町のほうから提供していただくようによろしく願いします。

では、避難所訓練などの今後の実施計画は考えてはいらっしゃいませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

避難訓練につきましては、令和3年度に、神田町内会とさざん花町内会合同で一度実施をしておりましたが、令和4年度、5年度については、実施ができていない状況でございます。

今後、各町内会とお話をさせていただきながら、避難訓練を実施していきたいと考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今お伺いした防災訓練ですか、それにおきましては、神田、それからもう1か所でしたね、そこをやっているけど、今後も各町内会に伝達をし、よければ執行部のほうから誰か出向いて、総務のほうですかね、これは、実施する可能性はあるわけですか。やっぱり相談の上で日にちを決めてやっていこうと思われているんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、総務課長が答弁いたしましたように、この令和3年度の神田町内会、さざんか町内会、合同で実施したわけでございますけど、これはもちろん、うちの総務課と私も行きましたけど、それから役場と一緒に、佐世保市消防局も入りまして一緒にやったということでございまして、令和4年、5年度については、コロナ禍の形もあったもんですから、それでできなかったのではないかと考えていますので、今後、各町内会さんとお話をさせていただきながら、やはり避難訓練というのは大変重要でございますので、実施するようにやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

今後やっていきたいという町の方針ですね。はい、分かりました。

では、次に行きます。2ですね。本町の口石小・佐々小学校並びに中学校の教育についてをお尋ねします。

西九州させば広域都市圏の連携事業にて「あすなろ教室運営（学校適応指導教室）」を、関係市町構成の中で、唯一、本町のみとの取組事業で、その後における進捗状況をお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

佐世保市青少年センターのあすなろ教室との連携事業については、1月30日と2月7日に、佐世保市青少年センターと支援員の募集方法、開設場所、受入体制、入学後の対応等について打合せを行っておるところでございます。

開設に関連する予算を今議会でお願ひしたいと思っておりますので、予算が確定した後に、打合せ事項について具体的に動き、来年度からの開設を目指したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

佐世保との連携事業、まだほかにも、結局、佐世保市はもちろん、平戸市、松浦市、西海市、伊万里市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島、有田、約12ございますよね。その中で、結局、このあすなる教室運営に関して、学校適応指導教室ですか、その事業が、本町のみとの締結事項というか、一緒にやりたいという申出があっているみたいですが、それに関しては、どうして佐々町が選ばれたのか、そこのところを御説明していただければ幸いです。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

お互いに協議した中で、佐々町にサテライト型、支店といいますか、あすなる教室を開設しようということになったわけですが、これは私の感覚といいますか、感じですが、結局「サテライトあすなる」ですから、本町の児童生徒だけではなくて、近辺の旧北松も含めた児童生徒も対象となるということを考えますと、佐世保市にとっても、本町にとっても一番望ましいところで、佐世保市、本町の連携ということで、まず始めるということになったと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

連携事業ですので、考えてみれば、北松がありまして、もう本町は、ポツンと町で、周囲は佐世保市で固められておりますので、確かにうちが入らないというのはおかしいかもしれませんが、それでも、なぜやっぱり佐々町が、このあすなるに参加しなければいけないのかというのは、一つは私の考えなんですけど、これの大義名分がやっぱり、不登校児童が取組に入っているのではないかと、それだけ佐々町が不登校が多いのではないかと考えるわけですよ。その現状はどうでしょうか、佐々町の小中学校の不登校につきましては。

コロナ禍でもありましたし、やっとコロナが終息した感じで、今落ち着いてはいるみたいですが、前年度と比べて、小中学校の不登校数の数は減っているのか増えているのか、ちょっとお聞きしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

あすなる教室の対象には、確かに不登校児童生徒を何とか復帰をとということで、その一環として取り組むものでございます。

本町の不登校の状況ですけれど、令和元年までは非常に少ない人数でございました。全国県平均よりも少ないという状況が続いておりました。

これが、本町の取組が「Q-U検査」いうのを行って、心理検査でございます。不登校になりそうな子どもに対して、事前に面接をして食い止めるということをやっておりましたが、令和2年から増え始めまして、令和3年、令和4年、ちょうどコロナによる学級閉鎖、若しくは出席停止等が始まったところから増えてきたという感じがしております。

数字で言いますと、中学校が令和4年で30人ほど、小学校が15人ほどという人数になっているところがございます。何とか不登校の問題を解消したいという私どもの願いもあって、サテライトあすなるについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

5番。

5番（長谷川 忠 君）

やっぱりどうしても、令和元年は少なかったのに、徐々に、やっぱりコロナの影響もあって不登校の率が小中学校で増えたと、それはもう如実に現れているわけですね。

今後とも、あすなる教室運営に当たっては、佐世保市との連携でやっていかれると思いますので、それを指導する形で、少しでも児童が、強制的というのもちょっと難しいですけどね、今の感覚では。そこに義務教育でもありますし、そこは難しいところではありますが、やっぱり子ども本来の気持ちをちゃんと大切にしながら勉学に学ばせると。重要な時期ですので、そのところは連携を通して、また奥深く検討なさると思います。

今朝も新聞のほうで、ちょっとお見受けしたところ、佐世保市が県内初めて夜間中学校を来年4月から開校する方針だと紙面で見えてまいりました。それというのも、やっぱり不登校で学校に行けず、勉学にいそむことができなかつた子どもたちがそうやって、またある違う場所で、そうやって指導を、中学校という、夜間ですか、そういうところでも受けられる体制になるのかと私は勝手に判断しているわけですよ。だから、そういう意味もあって、今後、あすなる教室運営は期待をしております。少しでも小中学校の学童たちが、ちゃんと学校に楽しい思いをして勉学にいそむことができるように、配慮を継続していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次にまいります。ジェンダーレスに対応すべく、佐々中学校男女の制服リニューアル構想のその後については、何もちょっと、所管事務調査でお話はあったんですけど、その後なかったんですよ。どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

制服のリニューアルといえますか、制服の変更については、6月9日の産業建設文教委員会で変えるということで御報告したところがございますが、その後、御報告の後、9月13日に佐々小学校、9月14日に口石小学校で、6年生及び保護者を対象とした制服説明会を中学校が開いております。当然、サンプルを提示して、いろんな御質問に答えながら、価格や機能について

説明を行い、現在は、保護者から業者に制服が発注されているという状況でございます。特に混乱なく移行がスムーズに行われているという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

所管事務調査の説明の時には、その制服を写真を撮ったものも見せていただきました。確かに今までのイメージとは全く違うおしゃれな感じで、そういう印象を持っております。

また、そのときにアンケートも取って、保護者たちに答申をなさっていますけど、両親がいらっしゃる方はいいけど、やっぱりひとり親で子どもさんを学校に送り出されている方には、制服が負担な金額になるのではないかという気持ちが、ちょっとあるんですね。そのところは、執行部としては配慮は何かなさっているんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに現在の制服も非常に私自身にも思いはあるわけですが、機能的にしわになりやすいとか、いろいろな欠点、中間服がないとかということを御指摘されて、当時、保護者等のアンケートを取った結果、改定ということで、令和4年度に取り組みされてきたところでございます。

確かに、お下がりがなくなるという問題もあったわけですが、そのことも、この委員会の時に、費用的な思いも含めて御指摘があったところですが、それについては、説明会等を通じて保護者の了解を得たということ。

それから、午前中に申しましたけれど、就学援助として、入学支援として6万円程度を就学援助として私ども支給しているところでございます。大体、制服が2万円程度ということになりますので、その方法の活用を、特に困窮なさっているところには、スクールソーシャルワーカーを介したりしながら進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

その制服、男女とも合わせて2万円ぐらいのあれなんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

もう1回言ってください。

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

今、制服に関して、新しいのを購入するときの代金が2万円とおっしゃいましたよね。だから、男女とも、そのお値段で購入できるのか、ひとり親の方で、やっぱりこれだけ物価高騰し

ておりますので負担になるのではなかろうかと思うので、ちょっとお尋ねしているんですが、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

失礼いたしました。訂正いたします。新制服が、大体、男女とも4万円程度、夏服が1万5,000円程度というふうになっております。申し訳ありませんでした。

大体、就学援助費の中から6万円ぐらいと、学用品費2万2,000円程度が出ますので、お困りの御家庭については、就学援助を勧めていきたいというふうに思っております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

これをもって、やっぱりジェンダーレスになるように、また大きく佐々中学校もリニューアルと、制服も一新して、児童生徒さんが胸を張って佐々町の未来を背負ってくれる人材ですから、今後4月1日でリニューアルするわけですか。はい、了解しました。何かありますか。どうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

完全リニューアルというよりも、学年段階を踏むのですから、新1年生からということになります。1年、2年、3年、3年後に完全にリニューアルされるということになります。御理解ください。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そうですね。順を追ってするような、新入学で入れる方を対象にやっていくということですね。分かりました。

次に行きます。文部科学省は、対応型人工知能（AI）「チャットGPT」といった生成AIの小中学校向け指針を全国の教育委員会へ通知をしたとのことですが、本町の教育現場の取組状況をお伝えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

文部科学省のほうから、令和5年7月4日付で「初等中等教育段階における生成A I の利用に関する暫定的なガイドライン」という言い方で通知がなされております。

内容は、生成A I の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかといった視点とともに、利便性の反面、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響が様々な懸念も指摘されることから、限定的な利用から始めることが適切というものでございました。

全国的にも活用事例が少ないことから、文部科学省では、まず生成A I への懸念に十分な対応が講じられる学校で、パイロット的に取り組むことが適切としており、パイロット的な取組を実施するなどにより、知見を蓄積して事例を普及していく考えではないかというふうに思っているところでございます。

本町独自では、生成A I の懸念に十分な対応を講じることは難しく、現時点では活用はされておられません。しばらくはかかるとは思いますが、今後の全国的な動きに注視しながら、懸念なく子どもの学習に効果的なことについては取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

本当に難しい問題ですよ。もう私たちが学生の頃は考えられなかったような時代がやってきまして、文章の作成効率にはメリットはすごくあるんですよ。しかしながら、教育においては、答えにたどり着くまで試行錯誤を重ね、考え、調べ抜くという過程がやっぱり一番大事ではなかろうかと思うんですよ。だから、そのところがもう本当大きなデメリットだなと思って、それを上手に兼ね合った状態で、今後、教育の現場で利用していかなければならない、これはもう絶対切っても切れない世界観だろうと思います。

全国的にも問題になっておりますけど、今後、教育委員会、学校当局がいろいろ検討なさり、少しでもいい形でA I を児童生徒に活用していただくような配慮をお願いします。

次にまいります。近隣市町村が行っている小中学校の給食費無償化を、本町としての考えをお尋ねしようと思っていたんですが、同僚の4番議員がトップでお話をなさいましたので、このことに関しては、もうちょっと割愛させていただきます。

次の3番目にまいります。本町の「生きがいと創造の家」についてお尋ねします。

本町の図書館敷地内にある生きがいと創造の家における現在の利用者数は何人ほどおられるのですか。また、施設の利用は、内容は、ちょっとお聞きしておきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

当該施設につきましては、平成元年度の4月に、高齢者の方が経験と知識を生かしながら創造的な活動を行うということで、高齢者の生活、健康で豊かなものにするということを目的にしながら、町内に居住する方を対象に開設を行ってまいりました。

現在、陶芸と、それから木彫り、それから手芸クラブの3つのほうで活動されておまして、陶芸は火曜と木曜の週2回、会員は5名でございます。うち3名の方が町外の方と伺っております。木彫のほうは、水曜日、金曜日の週2回で、会員が8名、うち4名の方が町外の方と。

それから手芸は、木曜日の週1回ということで会員が5名、うち1名が町外の方ということで、町は、電気代と水道代、くみ取りなどの諸施設の管理の費用を負担しているという現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

その趣旨は分かりました。でも、全体的に聞いて、利用をなさっている方は少ないんですね。それに、佐世保の方が結構いらっしゃるんですね、やっぱりね。本町は確かに駐車場が、結局、コインパーキングもないほど駐車場が割と無償でとめられる場所がありますから、そういう面で佐々はいいなという一面もあります。

今回、私が、この生きがいと創造の家に関してお話を持ち出したのは、一つは私事ではありますが、木工所ですかね、プレハブ。ちょっと何十年か前に、あそこでN I Bのテレビ撮影で同席して、そのの現場を見たんですよ。ただ、かなりやっぱりたくさんの方がいらっしゃったんですよ、そのときは。そうしたら、随分減っていらっしゃるみたいで、それでなおかつ、あそのプレハブが何かかなり、外壁はもうさび、屋根もさびて、中に入って、ちょっと詳しくは見ていないんですけど壁も荒れとる。そして、今後、どういうふうな形で町がやっていかれるのかなと思ってお尋ねしているわけですが。その経緯を、もしよかったら、いつ頃からあそこは、やっぱり令和元年からの建物ですか。そののころをちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話しのことですけれど、これは平成元年に当該施設をつくったということで、やはり高齢者の方の豊富な経験とか知識の技能を生かす場として支援していくということで必要だろうと、我々も今後必要だと考えております。

しかしながら、やはり利用者というのがだんだん減ってきておりますし、それから、今、議員がおっしゃったように、施設の老朽化とか運営方法などが、やはり課題があるのではないかなと思っていますので、それを整理しながら、また、利用者の方の御理解を得ながら、今後どうするのかというのは進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

まあ、今後考えていきたいと、町長のほうから直々お話がありました。大変、本町も施設が多過ぎて、多過ぎてと言うのはおかしいですけど、そのメンテナンスですごくお金がかかっていますよね、正直言って。だから、その抛出に対しては大変申し訳ないんですけど、でもやっぱり子育て世代、子どもさんとか児童に対しては手厚い、やっぱり少子化ですから、どんどん国のほうもやって補助なさっていますが、現在、大正、昭和、平成、令和と、この時代を生き抜いた方もいらっしゃいますし、その老人の方、老人と言ったら大変失礼ですけど、高齢者の方、まあこれもおかしいかな、そのことを今後とも忘れず、大切にしながら、佐々町は、やっ

ぱり小さいお子さんからお年寄りに至るまで、優しくサポートするという仕事を今後とも続けていかなければならないなと思っております。

そこでちょっと提案なんですけど、施設も、また新しくつくったりするのは大変なので、その利用なさっている方も佐世保市の方、近隣の方が多いので、佐々町にはアリアケジャパンのところに、立派な県立の佐世保技術専門学校がありますよね。あそこの技術専門学校は、入学金もなし、授業料もなし、そういう形で県に厚い恩恵を受けた場所みたいですので、もしよろしかったら、その木工とかの方なんかは教えることもできるし、自分たちも楽しんでできるし、そういう施設に、佐世保県立ですか、技術専門学校に移転導入なんかできればいいんじゃないかなと勝手ながら思っているんですけど、なかなか難しい話ですかね。そこのところ、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まあ、今の話はなかなか難しいんじゃないかと。小浦にある県立のあれは、職業訓練校の一つなんですよね。職業の訓練をして技術を磨くというところの訓練校の施設ですから、講師としては、この高齢者の方、経験豊富ですからされるかも分かりませんが、やはり訓練校でございますので、まあ職業に今から就くということはなかなか厳しいわけでございますので、やはり町としましても、この高齢者の方の、自分たちが持っている技術を磨きたいということが今までずっとあるわけでございますので、この豊富な知識とか経験を、特に生かす方法があればなかなかいいんですけど、やはり施設の老朽化で今後どうするのかというのはなかなか、新しく施設をつくるということも大変難しいわけです。これはもう我々も承知していますので、今後どうなるのかというのは、もちろんここに来ておられる方とお話ししながら、今後どうするかということも課題の整理をしなければならないということで、やはり利用者の方の理解を得ながら、今後どうするのかというのはきちっと進めていかなければならないということで、職業訓練校との関係というのは、なかなか厳しいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

なかなか難しい問題を投げかけてしまって。

先ほども言いましたように、今後ともやっぱり年寄りの方も大切に、住民の子どもさんから、みんなを大事に、やっぱり佐々町を盛り上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

私の質問はこれにて終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

14時まで暫時休憩といたします。

(13時52分 休憩)

(14時00分 再開)

— 日程第7 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次、一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

8番、橋本です。議長の許しが出ましたので、通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。今回は、文化財の保存について、通学路・道路の点検整備について、それから、農業施策についてを質問させていただきます。

まず、最初に、文化財保存についてであります。令和4年9月に質問した際に、郷土資料館の建設は行わず、旧技能訓練校跡に置いてあった文化財は公民館に移しますと言われましたが、その後どうされましたか。少なくとも佐々郷土史に載せられているものはちゃんと展示をし、保存するべきだと思いますがどうですか。佐々町の歴史が分かるんですから、住民の皆さんにもちゃんと展示して見せなきゃいけないと思いますが、そのところをお答えいただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

旧技能訓練校跡に仮収蔵していた文化財は、10月26日に公民館に移動し、収蔵いたしました。収蔵品については、平成30年3月26日付の前佐々町郷土資料館収蔵品保存方法検討委員会の2次答申に基づいて、収蔵保存とデータ保存の整理を行い、町民の方々等から収蔵品閲覧の申込みがあった場合は、速やかに対応できるように対応しているところでございます。

また、展示については、郷土史にも載せられております「狸山支石墓群出土のヒスイ製大珠」等を庁舎の一角に展示することを考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

私も公民館に行ってみました。ただ、置かれているだけということで、それではいけないと思うんですよ。やはりちゃんとした展示をしながら、住民の皆さんに見えるような形で保存するということがないと、何もそこに置いておくだけじゃ、何もならないと思うんですよね。

ということは、やはりいろんな歴史的なものがありますので、それを見てもらう、まあ、この前の時には、史料館は建てないと、建設しないと言われましたけども、建てなくても、そういう場所を選定して、ちゃんと展示をしていただきたいと思うんですけどどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、収蔵している品の総数は1,018点ございます。その中でデータ保存以外、保存資料としては625点ございます。先ほど申しましたように、庁舎の一角に展示する場所を取りたいというふうには思っておりますけれど、全てを展示するのは無理ですし、ただ置いておくだけといえますか、全て、物については、データを取っておりますので、保存としてはきちんとやれているというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

ちゃんと保存ができていくということではありますが、皆さんが、私たちが見て、どういうものかというのを住民に分かればいいんですけども、私が見たところでは、もうただ置いておくだけではないかというような気がしましたので、そういった説明とか写真とか、いろいろそこに飾るあれがあると思うんですよ。ですから、そういった分かりやすい保存の仕方をしてもらって、また、ほかにもいっぱいあるんじゃないですか、あそこの公民館の部屋以外にも。私はそう感じたんですけど、ほかにありますか、保存しているところ。公民館以外にありますか、公民館の別室にはないですか。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

全て公民館のほうに保存しております。1階と2階に分けて保存している状態でございます。

先ほど言いました検討委員会の答申も、保存のほうをしっかりとやるというような答申をいただいておりますので、それに従った措置で対処したところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

保存のことだけ考えているということですか。じゃあ、展示はしないということですか。そういったせっかくあるものですから、やっぱりちゃんとした、皆さんが分かるような展示の仕方をしてもらえればと思います。

それでは、次に移ります。庁舎建設がなされ、10月には完成とのことですね。昭和16年の町制施行により、初代町長に久家六蔵氏がなられ、就任され、それから今日まで、歴史的なものを展示するスペースを、せっかく庁舎ができていますから、庁舎に設ける考えはありませんか。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

先に回答いたしましたように、県の文化財に指定されている狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠等を展示することは考えておりますが、もう新庁舎のレイアウトについては、既に決められており、大きなスペースを確保することは、庁舎の機能とか、また、備品等の配置とかを考えると難しいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

今、ちょっとスペースを取るのが難しいということではありますが、そんな大きなスペースは要らないんじゃないですか。例えば、いろんな流れがありますね。佐々町は炭鉱の町で、炭鉱の町から閉山になり、それからまた、企業誘致されて、今、5つも6つも企業誘致されたと思います。そういった流れをちゃんと住民に見せるような、写真の展示ぐらいやったらそんなスペースは要らないと思うんですよ。そして、写真を見ながら、月に1回とか何か月に1回替えて見せるようにすれば、ある程度のものはできると思うんですよ。

例えば、炭鉱の全盛期にできたのは神田小学校ですね。そういった建設、それから始まって、先ほど言ったフタバセーターとかでいろいろな企業が来て、それを努力された後、それから、今日まで、やっぱりそうしたものを、新しくできる庁舎内にちょっとしたスペースをとって、そして、写真でもいいですから、そういった写真は、まだいっぱいあると思うんですよ、そのところを。

そして、また、庁舎は防災の拠点となりますね。一番大きかったのは昭和42年の大水害です。そういったところの写真もあると思うんですよ。そういった流れをちゃんと、ちょっとしたスペースに飾っていただけたらと思うんですけど、町長、どがんですか。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

町長の御指名でございますが、私のほうから、議員さんの思いというのは分かるんですが、新庁舎の空スペースが実際どうなるかというのは、現在のレイアウトと、それから、実際に備品を配置してみないと何とも言えないというところだと思っております。

現段階で確たることは申し上げることができないということを御理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長、今、橋本議員が言っているのは、私の勘違いかどうか分かりませんが、この郷土品と、今、橋本議員は、時代の流れに応じたそういう写真とか何とかの置き場とか何とか言っておりますから、私の間違いですかね、勘違いですかね、そこら辺のところ。

暫時休憩します。

(14時11分 休憩)

(14時12分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

取れるか取れんか、スペース分らないと言われましたけれども、できたら、今から考えることであれば、スペースを取れるような努力をされて、してもらえば助かると思うんですけど。

皆さんもそういった歴史の流れが、新庁舎に入ってすぐ分かるんだと、佐々町は、こうして今の現在にあるんだという、そういった少しのスペースで佐々町が分かっていく、皆さん住民が分かっていくと、そういうことでありますから、努力をしていただければと思います。

そういうことで、次に移ります。次に、通学路・道路の点検整備についてであります。実行計画の成果指数で、令和元年の数値として、道路ストック総点検後の補修が必要な箇所22か所、町が管理する通学路整備距離が4.5キロのうち2.2キロが必要であるということです。どのような点検をされているのか、また、場所的にはどのような、どこなのか、まず教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

道路のストック総点検につきましては、平成24年に発生いたしました、山梨県の笹子トンネルの崩落事故をはじめ、全国的に道路のインフラの老朽化ということで社会問題になったことから、本町におきまして、平成26年に、幹線道路であります一級と、それから二級の町道及び主要な、そのほかの町道を対象としまして、道路の点検実施をしております。

点検の対象としての施設としましては、舗装とか橋梁、それからのり面、標識、道路照明等を点検しております。その中で舗装が18か所、橋梁が2か所、標識が2か所の計22か所で補修が必要と判断をいたしまして、国庫補助とか起債を活用しながら補修工事を進めて、令和4年度末までには、舗装が10か所、橋梁が2か所、標識2か所の計14か所が、今、完了をしているところでございます。

また、通学路につきましては、2.02キロが未整備区間となっておりますので、歩道整備やグリーンベルトの整備を進めておまして、令和4年度末時点で1.4キロの整備が完了しているところでございます。

なお、残りの箇所につきましては、交通量とか緊急性を十分検討しながら、予算の範囲内で優先順位を決めながら対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういったことで、点検整備はされているということですが、また新しい箇所も出てくるんじゃないかということで、それもどのくらい出てきているのか教えてください。

住民の通勤通学、買物と、身近な生活に関連する生活道路は、やはり必ず整備をしなければならぬ必要不可欠な業務だと思います。そういうことで、これからどのくらいの量、今、令和元年からされて5年までにあとどのくらいされれば済むのか、また、さっき言ったよ

うに、新しい箇所がまた出てきていると思うんですよ。だからその出てきた箇所も、どのくらい出てきているのかも教えていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今後の点検のことにつながっていくかと思うんですけども、その後に、平成25年度に、道路法の改正によりまして、橋梁など5年に1回の近接目視による点検が義務づけられております。これを受けまして、橋梁とトンネルにつきましては、計画的に点検を行っているところでございます。

また、舗装やのり面等につきましては、日頃の道路パトロールや、毎年、職員において、のり面の点検を行っておりまして、施設の状況に努めるところでございます。

いずれにしても、補修が必要な箇所につきましては、国庫補助や起債等を活用しながら、計画的に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

1年に1回はやっているということですね。ただ、私もちょっと、いつも道路を通っているわけですから、必ず見るわけですよ。そんなときに、どこかのところが傷んで、今どうせんばいかんとかというのも通りながら見てきています。今回の質問するときにも全道路を見てきました。その中で、やはり交通量が多いところ、例えば、神田線、神田線の栗林付近が、今ものすごく悪い。それから、市瀬神田線もひびが道路が入ってかなり傷んでおります。

それから、いつも忘れられるんですけども、山間部の、町道の手入れがおろそかになっていると言ったらあれですけども、取りあえず、小春露切橋線の間は、交通量が少なく、あまり車は通っていません。しかし、その道路の下には住宅がいっぱいあります。例えば、北部運動公園から江里峠までの間というのは、通りは少ないんですけども、落ち葉がいっぱい、側溝が詰まってしまって、それが災害の原因になるんですよ。そういった箇所も、あそこなんて交通止めすれば、ウンボと2人おれば、きれいに側溝掃除はできるんですから、そういったものも、梅雨前にはやっぱり点検をして防災に備え、災害が起らないような管理をしていただくと、私はそう思います。

それと大平線も、これはいつ草はらったか分からんような状況にあります。年に一、二回は、町道ですから、はらってもらえればというふうに思うんですけどどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、御質問のとおり、山間部の町道等につきましては、落ち葉等によりまして、側溝等の詰まりが多々発見されているところがあります。その部分につきましては、梅雨前に一斉に点検をいたしまして、そういうふうな落ち葉等の堆積等が確認されましたら、道路維持補修班がありますので、そこで随時、対応を進めていっているところでございます。今後もその作業を徹

底して、災害が起きない、その詰まり等による災害等が起きないように十分注意していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

落ち葉の落ちたときじゃなくて、もう詰まっておりますから、その御報告をしておきます。そういうことで、やっぱり道路というのは、一番大事な生活に大事なことです。やっぱり日頃からちゃんと巡回をしながら見ていくと。そして、計画は立ててあるんですけども、早うこれはせんばというところが必ず出てきますので、そういったところを整備するには、やはり巡回を常にして、そして把握をするということでお願いをしておきます。

次に移ります。次に、農業施策についてであります。稲作農家の現状であります。肥料、農薬、燃料等の高騰、米価の下落もあり、赤字経営に陥っています。このままいくとやる気をなくし、兼業農家はやめざるを得ない状況になっていくんじゃないかと心配しております。

今、先祖から受け継いだ土地だから必死に守っていらっしゃる状況じゃないんでしょうか。何とかやる気の出る施策を考えたらどうなのかと。何か町長、ないですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変、農業施策というのは、大変厳しい、また難しいことでございます。議員の御指摘のとおり稲作農家というのが、やはり生産費用の高騰とか、それから米の下落、それから全国的に農業従事者の高齢化とか後継者不足ということで、本町も例外でなく、大変厳しい状況になると思っております。

また、稲作農家として、水田の4ヘクタールを作付するにしても、認定農業者の要件であります。年間所得の320万円の基準に達せるということは困難でありまして、やはり稲作農家のみの経営では、なかなか認定農業者の認定ができないという状況でもございます。

なお、稲作の経営の状況といたしまして、認定農業者である専業農家の方等は、やはりイチゴ等の施設栽培、野菜とか、それから畜産経営による収入を稲作の生産経費に充てて、また、兼業農家の方は、就業の給与収入等を稲作の生産経費に充てるということで、皆さん方はやはり先祖から受け継いだ水田というのを、議員の御質問のとおり必死に守られている状況と、我々も認識している状況でございます。

本町の耕作、耕地の面積の330ヘクタールのうちの水田面積が267ヘクタールに対しまして、147ヘクタールの面積が稲作で行われておりまして、275戸の総農家のうちの、195戸が稲作に従事されているという状況でございます。やはり農業施策を考える中では、稲作の経営だけではなかなか収益が厳しいということで、自分の代で周りの水田に迷惑をかからないように、今、耕作をされているという方がたくさんいらっしゃいまして、子どもたちの世代に耕作を求めないということも考えられるため、やはり耕作放棄地が増加するというのも、本町住民の食料確保というのが難しくなることも、懸念をしている状況でございます。

また、本町というのは、御存じのように中山間地の耕作条件が厳しい農地が多い状況の中で、やはり農業者の創意工夫をしながら、その創意工夫とそれから努力を積み重ねられまして、多様な農業が展開されていることに対しまして、改めて敬意を表するとともに、経営規模の大小や地域条件に関わらず、今まで以上に農業者の声を反映しながら、やはり生産性の向上とか作

業の効率化などを図りながら、持続可能な力強い農業に取り組み、安定した農業構造というのを実現していくことが重要でありますので、我々としましても一生懸命支援をしながらサポートをさせていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

新規の就農者とか認定農業者については、国も力を入れて、一生懸命、助成金云々されているわけですよ。ところが、今一番頑張っているのは、兼業農家をしながら、高齢者で一生懸命農業に取り組んでおられる方々に、やはりやる気の出るような事業を、また何か考えていかないと、せっかく今、一生懸命頑張っておられます。その人たちの頑張りで、頑張ることによって、また後継者もついてくる、そして、佐々町の農業も、それに右へ倣えしてついでくると。そういったことを考えると、そういった農業経営の中に、自治体が相次いで支援策をとっているところはあると思うんですよ。そこのところはどこでしょうかね。自治体で支援策をやっているところはあるんでしょう。ありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

県内の状況を調査したところ、稲作のみの支援策というのは、独自のものは、他の市町のほうでは取組がない状況でございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

よその他町村の件を見ますと、やっぱりいろいろあるわけですよ。10アール当たり4,000円を与えたり、米下落に伴う相談窓口をとって、そして助成金をやってみたりというような件もあります。ただ、それは予算的ないろんなものがあるから、佐々町に今こうやれとは言いませんが、そういったやる気の出る施策をお互い考えていけばいいんじゃないかと思うんですよ。

例えば、今の米、大体6,000円ですかね。大体6,000円です。やはり一番気になるのは、値段が安いからということなんですよ。そしたら、その米の値段を上げるための策として、例えば、ブランド米を作る。今、畜産は、かなり佐々町にはありますので、畜産と米農家と組んで、そして有機米を作ってみたり、そういったブランドをすとか、また、そうしてやる気のある人には助成をしてやるとか、そういった行事を考えながら、何とか今の人が勇気を持って、そして楽しんで農業ができるような策を、難しいかもしれませんが、今考えんばいかん時期じゃないかなと思います。

そういうことで、結論は出ませんが、いろんな形の中で米の農家を支援する考えを頭に置いて、いろんなことにぶつかれば、そこから生まれてくるんじゃないでしょうかね。きょうは、ここには書いてないから言いませんけども、先ほど来、どこかでちょっと言われました直売所の問題も、やはり農家の人は栽培するのが一生懸命、そして、ほかのところもそういったことがありますので、次回に言いますけども、とりあえずそういった農業を支援する考えを何らかの形でとってもらえればと思います。

私はこれで質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。
40分まで暫時休憩といたします。

（14時31分 休憩）

（14時39分 再開）

— 日程第7 一般質問（川副剛議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。
2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛でございます。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、業務効率化について質問をいたします。DXの推進状況についてお尋ねいたします。

なぜ今回、業務効率化の質問をする意図ですが、全国の自治体、本町も含めてですが、マンパワー不足により職員が日々の業務に追われている現状があります。職員が効率よく業務がこなせないと、町民に質の高いサービスが提供できなくなります。つまり、町民が不利益を被ることになります。

そこで、令和2年12月に、AI、RPAについて一般質問をさせていただきました。AI（人工知能）、RPA（業務自動化システム）を導入して、煩雑な業務の効率化を図り、職員が職員でしかできない業務に注力すべきではないかという趣旨で一般質問をさせていただきました。これを受けて、執行部の方々も真摯に受けとめていただきまして機構改革なされております。

その後のDXの進捗状況をお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問のとおり、各自治体でDXの取組が進んでいるということで、技術が日々進化しているということについては、我々も承知しているところでございます。

本町のDXについて、今、副町長を会長とするDX推進会議というのを設置して、今推進をしているところでございます。

進捗状況でございますが、推進会議の下部に、DX推進委員連絡会議というのを設置しております。それを内部の事務改善のワーキンググループと、それから、窓口の改善ワーキンググループの2つのワーキンググループに分けて、現状、各業者のサービスのデモンストレーションを今受けているという段階でございます。

今後のスケジュールといたしましては、各業者のデモンストレーションを受けながら、各事業、サービスを検討しながら、本町に最適なDXを選定して、令和7年度のデジタルの田園都市構想の交付金の申請を考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

今後とも事務の効率化とあわせて、住民の方の、やはり利便性、先ほども言いました利便性の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

鋭意取り組んでいただいているということでありがとうございます。

まず、DXの説明ですけれども「デジタルトランスフォーメーション」の略でございまして、簡単に訳しますと「デジタル変革」となります。デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへと変更することを指します。もちろんAI、ICT、片仮名ばかりで申し訳ございませんが、それも含んでおります。ITはDXの手段であり、DXはITの先の目的でありますね。全国の自治体もDXに積極的に取り組んでおります。

長崎県内で申しますと、西海市、行政事務のデジタル化を進める情報推進課を設立。対馬市ではICT推進課をデジタル推進課に格上げし、業務のデジタル化を強化。五島市、行政サービスの向上を目指すDXや脱炭素化を推進するための未来創造課を新設しております。

このように本町も、先ほど申し上げられましたけれども、各所管とハブ的な役割、中心的な役割、特化した部署というものをつくらないでしょうか。さっき申し上げられたやつで十分対応できるというお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

各よその市町のDXに特化した推進課をつくっているということでございますけど、本町では、今、総務課の中で、DXの推進連絡員会議という、下部の会議をつくって、その下部の会議が連絡員会議というのをつくって、今のところ総務課でやっているわけでございますけど、今後、やはりその推進を見ながら考えなければならぬのではないかと考えていますので、よろしくようお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。対応できるということで分かりました。

DXは、もう皆さん御存じのとおり、全国的に進められておりまして、県内の例を申し上げますと、先日、新聞に載っていたんですけども、引用させていただきますと、長崎市の上下水道局は、漏水調査にAI活用を始めると。同局によると、全国的に水道施設の老朽化による漏水被害が相次いでおり、漏水が原価の上昇要因になり、市民生活への影響が大きくなる。漏水の有無は、熟練した技術者しかできなかつたが、AIと連携し漏水診断をする。将来的には、漏水調査をより効率化することで、最終的に有収率の改善につなげていきたい。

漏水が多いと、結局、水道料金も上がったりして、住民の生活にデメリットを被るということですね。

雲仙市、乗合タクシー送迎サービスを開始しております。先ほど一般質問で町長が言われた、

答弁されたのは、多分このことだろうと思うんですけども、雲仙市の乗合送迎サービス。

同市は、2020年から乗合送迎を始め、これに続いて、島原市、南島原市も導入しております。複数の利用予約を人工知能A Iが処理して、最適な運行ルート进行り出し、車両の運転手に伝えます。利用者は、乗り降り希望する停留所、到着したい時間などを予約センターに連絡するだけで車両が迎えにくるドア・ツー・ドア、そのまま入って降りるというシンプルな移動手段が実現しております。公共交通が縮小する地域で、A I活用が交通弱者を救っているという事例になっております。

昨年、当時の総務厚生委員長が、先見性の明を持っていらっしゃって、私の意見を拾っていただきました。R P Aですね。熊本県の南関町までD Xの視察に行ったんですけども、いろいろ意見はあったんですけども、南関町の職員さんが、導入してよかったと、R P Aを導入してよかったっておっしゃっておられました。その言葉が、やはり現場で働いていらっしゃる言葉が全てではないのかと。ですので、現場の職員の方の声に耳を傾けて、今後、D Xを進めていただきたいと思ひます。

今後は、進めていく上で、A Iなどの導入はものすごく高額なんです。ですので、ほかの自治体の参考事例を参考にして、町の実情に合ったD Xを進めていただきたいと思ひます。

次の質問にまいります。自治体内弁護士について。

自治体内弁護士、説明いたしますと外部の弁護士とは違い、庁舎内に常勤として働いている弁護士のことであります。業務内容は、条例や規則、要綱などの策定が多いのですが、法務能力に長けているので、各課が判断に迷うことに、すぐに対応できるとのことです。

では、顧問弁護士で十分ではないのかという見方もありますが、自治体内弁護士は、常時庁舎内にいるので、行政の庁の内部情報に通じ、各部署からの多種多様な案件に迅速な対応ができるという強みがあります。

顧問弁護士と自治体内弁護士の違いですが、顧問弁護士の場合、様々なプロセスを踏まなければならない、気軽に相談ができない。もう一点が、どうしても外からの助言となってしまうため、踏み込んだアドバイスが受けられないといった実情、マイナスポイントがあるということです。現在の本町の顧問弁護士の連携、どうでしょうか。相談できるような連携はできておられますでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問でございますけど、事業の効率化ということで、今、川副議員も御存じのように、多様化、複雑化するという住民ニーズが背景といたしまして、地方自治体における行政需要というのの拡大で、高度化もしているということで、幅広い視点から法的に検討が必要ということになっているわけでございます。

そうした地方自治体を取り巻く法務環境が変化している中で、やはり期限つき、任期つきの職員として、自治体内の弁護士を任用するという動きが広まっていることをお聞きしております。

議員がおっしゃられたとおり、自治体内の弁護士が担当している業務というのは、職員向けの法律相談とか、それから人材育成、訴訟対応とか再建管理、不当要求など多岐にわたっているということをお聞きをしております、職員の負担軽減には十分つながらるのではないかと考えているところでございます。

現在、本町では、法的な疑義が生じた場合は、長崎県の市町村行政振興協議会というのがありますので、それを活用しながら、弁護士へ

の相談をしながら、解決を図っておるわけでございますけど、自治体内弁護士を任用することによりまして、即時の対応にはつながるものではないかと思っておりますのでございます。

しかしながら一方で、自治体内の弁護士を置くということに依存をするケースもたくさんあるということで、依存をして、やはり任期後の職員の法務、法制への執務というのが、法制執務の能力が減退、後退するのではないかと、職員が、結局、法律的なことをあまり勉強しなくなってしまふという懸念もあるそうでございまして、そういうこともやはり十分考えなくてはいけないということも、一方であるということでお聞きをしておりますので。任期付きの職員として任用する場合は、やはり条例等の整備も必要になってくるわけでございますので、今後、今、川副議員の御質問については、十分研究させていただいて、今後どうするのかというのは考えていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど法律的な判断ができなくなる、甘えるんじゃないかという、そういう感じですね、というふうな答弁があったんですけども、調べてみますと、自治体内弁護士と仕事をした職員から、気軽に頼れる存在とか、ずっといてほしいとか、そういう好意的な意見がありまして、もちろん採用した首長からの声なんですけども、弁護士を迎えて以来、日頃気になっていた法的な問題点が解け、スムーズな日常業務が処理できるようになり、どんな問題も事実関係をきっちり押さえて、筋道を立てて、解決への選択肢を具体的に提示するという弁護士の対応に、職員も法的な問題をもって考えようとする態度が育まれたと、好ましい状況が伺える。

また、別の首長ですけども、政策の判断能力が大きく向上し、今では任期付職員の弁護士は本市には欠かせない存在。好意的な意見もあるんで、とり方といいますか、使い方にもよるとは思いますので、検討をしていただきたいと思ひます。

自治体の弁護士も採用することが多くなってきておまして、その背景には、地方分権により、各自治体が自己決定、自己責任が必要とされる中、自治体がより自立的に判断を行わなければならなくなり、また、社会情勢の変化に伴い、住民の要請が多様化しているという状況があり、法的な対応が求められていると。佐々町の人口規模で採用できるのかという懸念もあるんですけども。

三重県の伊勢町、こちらは人口1万3,000人で自治体内弁護士を雇用しております。本町と同じくらいの規模でも採用している自治体があるということですね。

それと、自治体内弁護士の実用例ですね。顧問弁護士と自治体内弁護士の決定的な差というのは、スピード感、スピード重視ということで、その事例を説明していきたいと思ひますけども。

実際あった事例ですけども、親が子どもの輸血を伴う手術に反対をした、その場合に、親権停止の審判の保全処分を成す事例がありました。迅速に家庭裁判所に申立てをし、無事に子どもの命を救うことができた。

また、福岡市、児童福祉士と自治体内弁護士が迅速に共同することで、虐待の翌日には、親権停止の申立てをできた。その翌日には保全処分がなされております。こちらは直接的ではないですが、子どもの命が救われた。児童相談所は臨機応変に対応しなければならなくて、行政権限の行使の適法性が重要でありまして、この事例は、スピード感ある法的な判断が生かされた事例ではあったと思ひます。

また、富山市、市道の不法占拠が起きたのですが、道路交通法、行政代執行に関する解釈や

的確なアドバイスができ、問題を処理することができた。このように、法律に詳しいものが庁舎内におれば、明確な前例がない場合でも、法令を根拠に妥当な解決が、スピード感をもって解決できるわけであります。問題発生から対応、解決までのスピードがアップするわけです。

今後、懸念されておりますのが、皆さん御存じのとおり空き家問題ですね。これは、他自治体も頭を悩ませておられて、空き家は、権利関係が複雑に入り込んでおられて、所有者・相続人が不明で、法律が詳しい者が必要になってきている。また、不当要求にも対応でき、正当な苦情と不当要求との境界線が曖昧で、線引きが難しい、このようなケースを担当者一人で抱え込んでしまうと、精神を病んだり、退職してしまうのではないかと私は思っております。

このような場合でも相談に乗ってもらい、解決が迅速にできるのではないかと思っております。

私がドラマで見たときに、その弁護士役の人が言っていたのは「法律は弱者の味方ではない」と言っていたんですね。「法律は弱者の味方ではない、知っている者の味方だ」というふうに言っていたんですね。なるほどと、本質を突いているなと思ったんですよ。やっぱり、受け身では法律というものは生かせない、積極的に使うことが法律をうまく使えるのではないのかなと私は思っております。

ですので、採用に関しては相手方があってのことですので、すぐ採用というものはできませんけれども、顧問弁護士でもいいんですけども、とりあえず相談しやすいとか、連携しやすい、信頼しやすい、佐々町の実情を理解していただいている顧問弁護士に頼むようお願いしたいと、選択していただきたいと意見を申し上げておきます。

次の質問にまいります。稼ぐ自治体について。

自主財源の確保ということで、一般的に税外収入といって真っ先に思いつくのが、ふるさと納税ですね。税といっても、御存じのとおり、ふるさと納税は実際は寄附でありまして、各自自治体、必死にふるさと納税に必死になって、もはや椅子取りゲームのような状況になっております。自治体間競争みたいになっておりますけれども、財源を確保しております。

ほかに、すぐできるのが、広告収入、ホームページとか町報紙に、企業や地元のお店を有料で掲載したり、庁舎内に会社のポスターを貼ったり、そういう権利ですね。あと公用車に広告を載せたりですね、バスにラッピングバスみたいなのがあるんですけど、ああいうのであります。

本町でも税外収入、検討はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

稼ぐ自治体ということで、自主財源の確保でございますけれども、ふるさと納税というのが、佐々町には特産品がなかなかなくて大変苦戦をしているところでございます。

稼ぐ自治体ということで、令和6年度の予算編成方針でも、やはり財源確保の徹底というのを我々もあげておられて、その中で税外収入というのを増やさなければならぬんじゃないかということで、これは大変重要なことであると今考えているところでございます。

先ほど、議員が指摘されましたように、広報紙のホームページの広告掲載につきましては、やはりほかの自治体でも実績がありますので、本町でも少しは、内容がちょっと変わるわけでございますけど、来年度から戸籍の窓口とか、窓口で使用する封筒とかなんかありますので、それを町内業者の広告枠に挿入しながら、封筒の費用を抑えるとか、やはりそういう取組も検討していかなければならないのではないかと考えていますし、更新につきましては、現在、掲載する記事というのは大変量が多くて、なかなか紙面が不足しているということもありますの

で、広告枠の確保というのは大変難しいわけでございますけど、やはりホームページにおきまして、他自治体におきまして、バナー広告枠というのが、これが設定をされているところもありますので、他市町の事例を参考にしながら、財源確保というのは、我々も今からの大切なことでありますので、十分研究させていただいて、取組をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

ホームページとか町報紙、特に町報紙なんかは、町民の皆さんも見られるわけであって、やっぱり地元の事業者、お店のほうも有難い、新聞もありますけど、やはり町報紙に載せたがっている事業者さんも結構おられると思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

次に、ネーミングライツですが、説明しますと、公共施設の名前を付与する命名権と附帯する諸権利のことであります。身近なところで申しますと、何とかドームとか、あれは年間何億円とかなんですけども、企業とか会社が、施設に名前を有料で付けられるというものであります。ネーミングライツは自治体に広まっております。

主なものとして、公園とか野球場、球技場などがあります。ネーミングライツの事業者側の利点、事業者側ですね、企業認知、地域貢献、広告効果などがあります。寄附もありますけれども、寄附は寄附で大変有難いんですが、寄附をしたら継続性がそこで終わってしまうというところもちょっとあるんですね。ネーミングライツは、その施設に名前が付いているので、契約期間中は事業者の宣伝になります。

町側のメリットとしては、その収入を、修繕費、施設の修繕費などに充てることもできます。お互いにウインウインになりますね。本町は、サンビレッジとか運動施設もありますので、名前を結構付けたい企業もあるのかなと思うんですけども、どうでしょうか、導入を検討されないでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ネーミングライツの事業が、町と契約して民間業者になるということで、民間業者の宣伝ですか、コマーシャルになるわけですが、本町の施設とかイベント等に、条例と附則に定める名称に変えて使用する愛称というのが、決定する権利というのが付与されるわけです。それを、事業者からその対価を得るということで、施設等の管理運営に充てる、役立てる事業ということで話を聞いております。

まあ、よそでもいろいろあるわけでございます。事業対象施設としては、やはりスポーツ施設が一番多いようございまして、文化施設でも実施されることが多いということで、壱岐市なんか、文化ホールの命名権というのを契約をしているということでお話を聞きしておりますので、また、公園とか歩道橋などの施設の命名権まで実施する自治体も出てきたということで、事業者側のメリットといたしましては、地域貢献ですか、先ほど言われましたように、地域貢献によってイメージアップを図るということと、それから高い宣伝効果があるということで、施設側のメリットは、契約金を含む、この援助を受けられるということで、我々も大変、そこはいいところになるわけございまして。

事業者にとっても施設側にとってもメリットがある制度でございますが、やはり契約に必要

な資金を考えれば、応募する事業者にとってもハードルが高く、大企業の特権のような側面もありました。そのために募集を行っても応募がないという事例もあったそうでございますが、最近では、先ほど言われましたように、募集の対象というのを細かく設定しながらやっていけば、応募しやすいような環境を整備している自治体もあるということでございますので、本町としましても、導入に向けて考え、協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

町長がですね、ちょっと私が大きいものばかり言ったんで、そういうふう感じられたかもしれませんけど。

例えば、大きい施設じゃなくても、歩道橋とかトイレにネーミングライツを活用している自治体もあるんですね。公衆トイレの場合は、その収入を清掃員の手当に充てたり、例えば体育館ですと、修繕費に充てたり電気代に充てたり、収入をそのままスライドできると、そういった利点があります。

例を挙げますと、埼玉県の、これは市道なんですけども、市道のネーミングライツ「イオンわくわく通り」年間60万円、契約期間10年。あと山形県西川町の公園、山形県西川町、人口4,000人ちょっとしかいないんですけども、頑張っているいろいろ鋭意努力して、自主財源を確保しております。これが130万円です。

調べましたら、やっぱり歩道橋とかは、大体、年間で10万円ぐらい。トイレとかも。年間10万円から30万円ぐらいですかね。平均、大体契約1年とか3年とかいろいろあるんですけども、公園が大体100万円ぐらいですね。

このネーミングライツの手間があまりないと言いますか、ネーミングライツ自体が表面上だけのものでありまして、愛称みたいなもので、条例は変えなくていいんです。要は、煩雑な業務がないということなんです。ですので、名前が入った看板なんかをつける、看板なんかも業者持ちなんです。ですから、町としての負担はないというふうなのがメリットとしてあります。

ほか、他自治体もあの手この手で知恵を出し合って思考錯誤して稼いでおります。一昔前なら「稼ぐ」という言葉がちょっと抵抗があった。稼ぐ自治体っていうのは。ですけど、今は稼ぐ自治体はもう当たり前になっておりまして、先ほど申し上げた山形県西川町のネーミングライツを担当している所管名、西川町「かせぐ課かせぐ係」なんです。もう堂々とうたっておるんです。もう稼ぎまくると。それで、もはや稼ぐという自治体には抵抗感はなく、もう遠慮なく稼いでいただいて、その住民に恩恵をサービスという形で提供すれば問題ないんじゃないかなと思います。

私が強く言いたいのは、広告収入、歩道橋、トイレ、ネーミングライツ、いろいろ申し上げましたけども、これらの収入ははっきり言って少額なんです。ですけども、この少額の収入を得るために知恵を出して、一円でも稼ぐというその姿勢が非常に大事なんじゃないかと。その一般的な金銭感覚を持つことが町民の血税を扱っているっていう感覚、そういう意識がより高まるんじゃないのかなと思っておりますので、その基本的な認識だけは常に持っていただきたいと思います。

最後の質問にまいります。古庄町政4期目の残り1年についてという質問なんですけども、町長も残り1年になりまして、少しでも着手したいことはないですかと、やり残したことはないですかという質問なんですけども。まあやり残したことがめちゃくちゃあると言われても、まあ困るんですけども、よくちまたで、政策の「一丁目一番地」ってよく聞くんですね、公約、町

長の中でどうでしょうか。やり遂げた、まだ任期残しておりますけれども、その辺はどうでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やり残したこといっぱいありまして、もうちょっと枚挙はできないわけですが、たくさんの方がやり残したこと、なかなか任期内でできるというのは、今は難しくて大変申し訳なく思っていますけど、やはり私は、15年間、町長をさせていただいておりますけど「誰もが安心して暮らせる、できるまちづくり」と言いますか、自然と産業が共生する豊かなまちづくりを目指しながら町政を担っていただいたということで、令和3年に策定させていただきました第7次の総合計画の中で「暮らしいちばん！住むなら佐々」ということで、やはり「みんなが輝き、みんなで創るまち」というのを将来像に掲げさせていただいて、子育て支援とか、地域福祉の充実とか、安全安心なまちづくりなどを行うべく、積極的に私は取り組んだつもりでございます。

途中で、御存じのように世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、町内でも少し不安が蔓延したこともあったわけですが、様々な対策を講じながら、町民の命と健康を守るということで、町民の主役づくりを私は進めてきたつもりでございます。

若い世代の、今からの若い世代の方が主役になるわけでございます。出産・子育てとか応援しながら、町の未来を担う人材の育成というのが、やはり我々も一生懸命やらなければならないと思っていますし、それから0歳児から2歳児までの保育料の軽減とか質問もありましたけど、第3子目の給食の無償化も実施しましたが、6年度から一応予算は上げていますが、中学生からの給食費の無償化を取り組みたいと考えていますので、いろいろやり残したことは、たくさんあるんですけど、やはり誰もが安心して暮らせるまちづくりというのが一番ではないかと思っていますし、それから高齢者の方でも、多世代の包括支援センターで進めている地域サロンですね、これも、更に多世代の交流ができるのではないかと考えていますので、町民の皆さん方を支える、今からの産業というのも、どうするのかというの、なかなか出てくるわけですが、これにつきましては、やはり商工会等とも協力をしながら、また今後も、新たな町内で事業を進める方の事業者の支援というのもやっていかなければならないと考えていますので、今まで以上に、町長の私としましても、残り1年でございますけど頑張っってやっていきたいと。

事業はどうしたのかということになるわけですが、なかなかできなかった部分もありますし、やった部分もあるということで御理解をいただければと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

御自分で分かっているらっしゃるんだったら、まあ分かりました。残り1年でお願いいたします。

町民の悩み事、意外に身近なことだったりするんですね。町内会の加入問題だったり、例えば、ママさんでしたら子ども会の関係だったりですね。例えば、通学路とか、本当に身近なことなんです。その辺も目を配らせていただいて、残り1年やっていただきたいと思います。

このままいけば、町長が在任中に新庁舎が出来上がる予定なんですけれども、私は間に合っ
てよかったなと思っております。16年ですか、町長が町政に尽力されて、さすがに新庁舎の新
しい町長室の椅子に座れないのは、ちょっとかわいそうだなと思っておりまして。

以前、副町長に用事があつて、初めて町長室の前まで行ったんですけども、絨毯がもうケパ
ケパでして、町長が町長室でイノシシでも飼っているんじゃないかっていうぐらいの獣道にな
ってしまつて、もうよく町長、我慢されたなと私は思っております。新しい町長室で、是非座
っていただきたいと思つたので。来年の3月、私、必ず一般質問しますので、そのときは胸
を張つて町長の口から「やり残したことはない」という言葉を是非聞きたいと思つたので。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

（15時14分 散会）